

独立行政法人 国際協力機構の 平成30年度における業務実績評価

令和元年9月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

目 次

評価の概要	0-1
総合評定	0-2
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置	
No. 1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保.....	1-1
No. 2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進.....	2-1
No. 3 普遍的価値の共有, 平和で安全な社会の実現.....	3-1
No. 4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築.....	4-1
No. 5 地域の重点取組.....	5-1
No. 6 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献.....	6-1
No. 7 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大.....	7-1
No. 8 事業実施基盤の強化.....	8-1
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置, 財務内容の改 善に関する事項, 安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項 等	
No. 9 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり.....	9-1
No. 10 業務運営の効率化, 適正化.....	10-1
No. 11 財務内容の改善.....	11-1
No. 12 安全対策	12-1
No. 13 効果的・効率的な開発協力の推進.....	13-1
No. 14 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進.....	14-1
No. 15 開発協力の適正性の確保.....	15-1
No. 16 内部統制の強化.....	16-1
No. 17 人事に関する計画.....	17-1
No. 18 短期借入金の限度額.....	18-1
No. 19 施設及び設備に関する計画.....	19-1
No. 20 余剰金の使途.....	20-1
No. 21 機構法第 31 条第 1 項により業務の財源に充てることができる積立金の処分.....	21-1

第1章 略語表		
略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナーシップ
IAB	International Advisory Board	国際諮問委員会
ICSA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa Country Strategy for Actions	IFNA を通じた当該国の取組方針
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアチブ
IHR	International health regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
ITS	Intelligent Transport Systems	高度道路交通システム
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant for Human Resource Development Scholarship	（無償資金協力）人材育成奨学計画
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA 熱帯林モニタリングシステム
KMN	Knowledge Management Network	ナレッジマネジメントネットワーク
L/A	Loan Agreement	借款契約
NDCs	Nationally Determined Contributions	（気候変動：温室効果ガス削減）国が決

		定する貢献
NEDA	Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency	タイ周辺諸国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PALM8	The 8th Pacific Islands Leaders Meeting	第 7 回太平洋・島サミット
PDIA	Problem Driven Iterative Adaptation	開発途上国の人々が、固有の問題にまず目を向け、途上国側が主体的に解決策を考え、その適用と改善を繰り返すことで、健全かつ持続性のある制度改革を実現しようとするアプローチ
PMAC	Prince Mahidol Award Conference	マヒドン王子記念賞会合
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDAC	United Nations Disaster Assessment and Coordination	国連災害評価調整チーム
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所

WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修
WCS	Wrap-up Construction Service	包括的建設サービス

評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国際協力機構		
評価対象	年度評価	2018 年度（平成 30 年度）（第 4 期中期目標期間）	
事業年度	中期目標期間	2017 年度（平成 29 年度）～2021 年度（令和 3 年度）	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課，責任者	政策課 臼井 将人 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課，責任者	考査・政策評価室 本田 誠 室長
主務大臣	財務大臣 （外務大臣及び財務大臣の共管項目：No.16「内部統制の強化」、No.18「短期借入金の限度額」、のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）		
法人所管部局	財務省国際局	担当課，責任者	開発政策課 細田 修一 課長
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課，責任者	文書課政策評価室 渡部 保寿 室長
主務大臣	農林水産大臣 （外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：項目 No.21「機構法第 31 条第 1 項により業務の財源に充てることができる積立金の処分」に関し、農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	農林水産省大臣官房国際部	担当課，責任者	国際地域課 平中 隆司 課長
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課，責任者	広報評価課 前田 剛志 課長
主務大臣	経済産業大臣 （外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目 No.21「機構法第 31 条第 1 項により業務の財源に充てることができる積立金の処分」に関し、鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	経済産業省貿易経済協力局	担当課，責任者	総務課 田中 一成 課長
評価点検部局	経済産業省大臣官房	担当課，責任者	政策評価広報課 横島 直彦 課長

3. 評価の実施に関する事項
評価のために以下の手続等を実施した。 （1）理事長ヒアリング：令和元年 7 月 10 日 （2）監事ヒアリング：令和元年 7 月 1 日 （3）有識者からの意見聴取：令和元年 7 月 19 日

4. その他評価に関する重要事項
・特になし

総合評定

1. 全体の評定						
評定	A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		B	-	-	-	-
評定に至った理由						
法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、A 評定とした。 特に考慮した内容は以下のとおり。 - 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象 8 項目のうち、S 評定 2 項目、A 評定 6 項目と、多くの項目で所期の目標を上回る成果を上げた。 - 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評定について、評価対象 9 項目のうち、A 評定 3 項目、B 評定 6 項目と、全ての項目で所期の目標以上の成果を上げた。 - 法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき実績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。						

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2018 年度は第 4 期中期目標期間（2017～2022 年度）の 2 年目であった。 機構は国内外の多様なパートナーとの連携や事業戦略の強化、不断の制度改善等を通じ、開発協力大綱、「自由で開かれたインド太平洋」、国家安全保障戦略や、インフラシステム輸出戦略及び未来投資戦略等の政府の重要政策、並びに G7 伊勢志摩サミットやアフリカ開発会議等で表明された国際社会に対する政府公約の達成への貢献に向けて、取組を着実に実施した。 防災分野においては、仙台防災協力イニシアティブ（2016-2018）等の政府公約や政府方針に基づく事業を着実に実施したが、特筆すべき取組・成果として、インドネシアのスラウェシにおける地震・津波への対応が挙げられる。同地震・津波発生に対して、機構は国際緊急援助隊を派遣したが、それに加えて、これまでの機構の当分野での取組に対する高い評価等によりインドネシア国家開発企画庁長官から、日本のみに対して復興支援の協力要請がなされ、機構はこれを受けて迅速に協力を開始し、東日本大震災の復興知見・経験を活用した支援を実施したことは、顕著な成果として高く評価される。 また、JICA 開発大学院連携を本格始動し、日本の近現代の発展と開発の歴史を広く提供するための短期集中プログラム始動、放送大学と講義番組の共同制作を開始したほか、大学との連携の一層の強化に取り組み、機構と覚書を締結した大学数が 29 大学から 64 大学に拡大するなど顕著な成果をあげ、日本の経験・教訓を活用して世界が抱える課題の解決に役立てるため機構の自主的な取組による創意工夫を発揮して、機構の目的である国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資するべく取り組んだことが高く評価される。 そのほか、ラオスにおける同国初の民法典の成立や、フィリピン・ミンダナオ地域におけるバンサモロ暫定自治政府設立後の技術支援及びマラウイ市の再建支援等の平和の配当に向けた支援、並びにシリアやミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援等、治安上や紛争影響下で難易度が高い地域での活動についても精力的に取り組んだ。それらに加え、WHO と連携した母子保健手帳の活用推進や、ボリビアにおける乳児死亡率の大幅改善、エジプトにおける日本式教育の導入・展開等人間中心の開発に資する取組を実施し、これまでの機構の取組が評価されて機構理事長が日本人として唯一 Human Capital Champion に任命されたことも評価に値する。 一方で、2017 年度に発生した予算執行管理問題に対しては、原因究明及び再発防止策検討のため「予算執行管理強化に関する諮問委員会」を設置し、同諮問委員会の提言を踏まえ、予算執行管理強化に関する各種取組を着実に実施し、正常な運営となったことは評価するが、問題の発生により契約相手先等関係者に負担をかけたこと、新規 ODA 事業の実施規模を縮小せざるを得なくなったことは二度とあってはならないことであり、人材育成や組織・制度の断続的な見直し等中長期的な改善・再発防

止策にも引き続き取り組むことを期待する。 (主な業務実績について、下記「6. 主な業務実績」参照。)
(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項
特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	各項目別評定に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	1. 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の達成に向けて概ね効果的かつ効率的に実施されたものと認める。 2. 法人の内部統制システムは、概ね適切に整備され運用されていると認める。 また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、特段指摘すべき事項は認められない。法人業務の範囲が拡大し、内容も多角化する傾向にあるため、内部統制システムの整備と運用及びそれに関する役員の職務の執行については、課題を適時に把握するとともに適切な改善対応を継続的に実施することが望まれる。なお、運営費交付金に係る予算執行管理について、必要な改善が着実に進められたものと認められるが、役職員等による継続的な改善努力が望まれる。 3. 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。 4. 財務諸表等に係る会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。 5. 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。 6. 過去の閣議決定において定められた監査事項について、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直し等につき、適切な取組が行われていると認める。 7. その他（主な留意すべき事項） ・予算執行管理に関する危機意識・緊張感の維持。 ・経営資源制約の克服：省事・合理化の着実な実施 ・多様な人材の活躍：「権限と責任の明確化」「モラルの向上」「手続き・マニュアルの整備」 ・内部統制の強化：理事長ほか経営層によるメッセージの継続発信等 ・役員の意思決定プロセスの改善 ・組織文化の再点検 ・事業関連：「クラスター（課題）」単位の事業監理導入、インフラ4原則の適用等
その他特記事項	第4期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。

	・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。
--	---

5. 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別評 定調書 No.
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
日本の開発協力の重点課題		A				
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	B○	A○	-	-	-	No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○	A○	-	-	-	No.2
普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	-	-	-	No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A○	S○	-	-	-	No.4
地 域 の 重 点 取 組	A○	A○	-	-	-	No.5
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A○	A○	-	-	-	No.6
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	A○	S○	-	-	-	No.7
事業実施基盤の強化	A	A	-	-	-	No.8
II. 業務運営の効率化に関する事項						
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	C	B	-	-	-	No.9
業務運営の効率化，適正化	B	B	-	-	-	No.10
III. 財務内容の改善に関する事項						
財務内容の改善	D	B	-	-	-	No.11
IV. 安全対策に関する事項						
安全対策	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	-	-	-	No.12
V. その他業務運営に関する重要事項						
効果的・効率的な開発協力の推進	B	A	-	-	-	No.13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A○	B○	-	-	-	No.14
開発協力の適正性の確保	B	A	-	-	-	No.15
内部統制の強化	C	B	-	-	-	No.16
人事に関する計画	<u>A</u>	<u>A</u>	-	-	-	No.17

注1：評価は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づく S～D の5段階評価。

注2：重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3：下線部の項目（日本の開発協力の重点課題，民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献，多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大，事業実施基盤の強化）は，中期目標における一定の事業等のまとまりとして扱い，評価を行う。

6. 主な業務実績

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）/2030 アジェンダ推進への貢献

国際社会に対しては，国連ハイレベル政治フォーラム，国際通貨基金 / 世界銀行総会等の国際会議にて，機構の SDGs 達成に向けた取組方針に加えて，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage），アフリカ・カイゼン・イニシアティブ等，機構の戦略的なプログラムによる SDGs 達成への貢献を広く発信した。加えて，開発途上国における SDGs の推進を支援するため，インドネシア政府の SDGs 国家行動計画策定プロセスに参加し，技術的な支援や，インド政府の SDGs に関する政策枠組や体制強化の支援を目的とした SDGs プログラム円借款事業を形成した。日本国内では，日本政府が推進する SDGs への取組へ貢献するべく，機構は，日本政府 SDGs 推進本部による SDGs アクシ

ョンプラン策定作業等に省庁以外の唯一の組織として参加し、「拡大版 SDGs アクションプラン 2018」, 「SDGs アクションプラン 2019」等へ取り組むべき事例を発信した結果、機構の幅広い取組（例：JICA 開発大学院連携、関西 SDGs プラットフォーム等）が同アクションプランに組み込まれた。また、関西 SDGs プラットフォーム等を通じて、多様なパートナーとの連携・協働の強化を図り、地域社会での SDGs の浸透及び開発途上国の課題解決に向けた取組を推進した。

（2）質の高い成長とそれを通じた貧困削減

「質の高い成長」の実現に向け、「インフラシステム輸出戦略」「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」「自由で開かれたインド太平洋」等の政府の重要政策に基づき、経済協力の戦略的活用に積極的に貢献した。特に、官民連携事業の推進に資するラオス国際旅客ターミナルビルの拡張、バングラデシュ初となる全国デジタル地図の作成、TICAD VI への貢献に資する太陽光や地熱を含む再生可能エネルギー等の気候変動に配慮したエネルギー開発等を積極的に推進した。

また、アジア及びアフリカ等において、Innovative Asia や ABE イニシアティブ等を通じて産業人材を育成し、TICAD VI の公約達成に貢献したほか、ASEAN 事務局と協働し策定した、フードバリューチェーンの開発を目的とした事業構想案が ASEAN 加盟国からの賛同を得た。加えて、ケニア・タンザニア国境間のワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）の稼働やミャンマー・タイ国境間の通関システムの稼働等を通じて、連結性の向上や貿易円滑化に貢献した。

さらに、包摂性に配慮しつつ「平和と健康のための基本方針」「平和と成長のための学びの戦略」等の政府政策に基づき、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献した。特に、機構のこれまでの人的資本への取組に対する評価としての機構理事長の Human Capital Champion 任命、エジプトにおける日本式教育の導入・展開、家庭用母子保健記録の国際標準設定に係るガイドラインの策定等の日本の技術・制度・知見を活用した開発途上国の課題解決への貢献、母子保健や教育等に関する SDGs 関連指標の具体的な改善等、特筆すべき成果を上げた。

（3）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

民事法、経済法を中心とした法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包摂的な社会の実現に貢献した。特に、ラオスでは、機構の長年の支援の成果として、同国初の民法典が成立した。また、ネパールでも中央政府の政策立案・実施に係る能力の強化を目指して、統計能力強化に係る支援を行った結果、同国初となる経済センサスが実施された。

さらに、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献した。特に、難民問題への対応として、「平和の架け橋・人材育成プログラム」を通じて、シリアの復興を担う人材の育成や、ミャンマーのラカイン州からの避難民を対象に給水分野、保健分野、小型インフラ整備支援等を継続した。また、人道と開発の連携の促進に資する取組として、策定段階で機構が多くの知見をインプットした「難民に関するグローバルコンパクト」を支持する決議が 12 月に国連総会で採択された。さらに、フィリピン・ミンダナオ和平に関し、バンサモロ暫定自治政府の設立を見据え、同自治政府設立に向けた支援を行うとともに、ミンダナオ島マラウイ市での戦闘終結直後に、被害を受けた人々の生活再建に係る市内の道路修復に係る事業を形成した。

（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

「仙台防災協力イニシアティブ（2015-2018 の 4 年間で防災関連分野に計 40 億ドルの協力、4 万人の人材育成を実施）」の前倒し達成と目標人数を大幅に上回る人材育成に貢献するとともに、仙台防災枠組のターゲットとなる「地方防災計画」の取組推進に向けて日本の知見をいかした実践的指針の策定・普及を行い、アジア防災閣僚級会合、アジア防災会議、国連国際防災戦略事務局のアジア地域会合等で機構の取組の発信と防災投資の重要性について理解の浸透を図った。また、これまでの機構の防災

分野における協力が相手国政府から高く評価された結果、インドネシアのスラウェシ地震では国際緊急援助隊派遣後に相手国政府から日本のみに対して復興基本計画策定の協力要請があり、迅速に復興計画の策定及びその実施支援につなげたほか、ブラジルでは同国が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、防災・市民防衛分野での最高位となる国家勲章の受章につながる等の成果が見られた。さらに、食料安全保障においては、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）加盟国の計 17 か国で 48 件の関連プロジェクトの実施と約 520 億円の協力をを行い、10 年間でサブサハラ・アフリカのコメの生産量倍増という大きな目標の達成に貢献した。

（5）地域の重点取組

「自由で開かれたインド太平洋構想」等を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力量針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力量針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。東南アジア地域では日・ASEAN 首脳会議での各公約の早期達成のほか、東西経済回廊及び南部経済回廊等の陸の連結性強化とともに海洋の連結性強化にも取り組み、海上法執行能力強化等による自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に向けた協力を展開した。また、南アジア地域ではバングラデシュと宮崎県内の行政、大学、地元企業の連携を支援し、バングラデシュの優秀な ICT 人材を育成した結果、日本の地方の労働力の確保とともにバングラデシュでの若年層雇用にも貢献する等両国のニーズに対応した協力につながった。中東地域ではエジプト・日本教育パートナーシップを締結に基づく支援により、特活等の日本式教育が普及した。

（6）民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開を支援し、民間企業等が有する革新的技術や知見を活用し、開発途上国の課題解決を促進するべく、既存の民間連携事業の各制度を整理・統合し、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を新設するとともに、中小企業等の裾野拡大に向け「インフラ整備技術推進特別枠」及び「地方産業集積海外展開枠」を新設し、民間企業のニーズに対応した制度整備及びその周知に取り組んだ。また、インフラ輸出の促進に向け、円借款の本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）制度を改善するとともに、日本の新幹線システムのソフト及びハードを一体で輸出する事業への本格実施に着手した。

民間企業等の海外展開支援を一層強化した結果、民間企業が独自開発したコンクリートのひび割れを計測するシステムがタイ政府機関・大学に認められ、タイにおける業務の受注につながったほか、バングラデシュにて ICT と AI を駆使して遠隔医療事業の事業化検証に取り組んでいるベンチャー企業の「第 2 回日経ソーシャルビジネスコンテスト」での大賞の受賞等の成果が発現した。

（7）多様な担い手と途上国の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO・市民社会（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。特に、2018 年度に新たに立ち上げた「JICA 開発大学院連携」においては、日本の近現代の発展と開発の歴史を研修員に広く提供する日本理解プログラム等を構築するとともに、同構想に賛同し覚書を締結した大学を 29 大学（2017 年度末）から 64 大学（2018 年度末）まで拡大した。また、各地域で SDGs に関する理解や取組の促進に向けた連携を一層強化し、「関西 SDGs プラットフォーム」で関係機関との活動を進展させたほか、金沢では青年会議所、国連大学等と「SDGs ビジネスコンソーシアム金沢」を設立し、関係機関と企業経営における SDGs 主流化促進を目的とする活動等を展開した。さらに、国際協力の担い手拡充に向けて、世界の人びとのための JICA 基金活用事業の募集で開発分野の実績の少ない個人・団体に門戸を開く「チャレンジ枠」を新設した結果、応募件数の倍増につながったほか、JICA 国際協力中学生・高校生エッセイコンテストでは高校生の部の応募数が対前年度比で 3,057 件増加する等、国民の開発協力に対する関心向上や参加機会の拡充に向けた取組の成果が見られた。

(8) 国際社会でのリーダーシップの発揮

国際通貨基金・世界銀行年次総会、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）年次総会、気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24）等の主要国際会議にて、機構の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献した。特に、世界銀行から Human Capital Champion に任命された機構理事長が国際通貨基金・世界銀行年次総会にて、教育分野の機構の取組を発信した。また、国際機関・他ドナーとの連携を推進し、CARD フェーズ 2 の枠組の合意や ASEAN-JICA フードバリューチェーン構想に係る ASEAN 加盟国からの賛同取り付けに至る等、栄養、UHC、インフラ、民間連携等の重点課題に係る事業に取り組んだ。

(9) 事業の戦略性の強化と体制整備

2017 年度に生じた機構運営費交付金事業の予算執行管理問題の再発防止策として、理事会による予算執行統制を強化するとともに、内部規程類等を改正し、機構内各部門の予算執行管理責任を明確化した。また、新たに「予算執行管理室」を設置し、事業費と管理的経費双方を一元的に管理・統制する体制を整備するとともに、同室が予算執行状況等を常時分析し定期的に理事会に報告することとしたほか、関連業務システムも改善して各部門が配分された予算を超過した支出を行うことを防ぐ体制を構築した。

また、戦略的な事業経営基盤の構築に向けた外部の知見の活用のために、2017 年度に設置した経営諮問会議及び国際諮問委員会（IAB：International Advisory Board）を定期開催し、自由で開かれたインド太平洋構想、イノベーション推進等に対する委員からの提言を踏まえて、業務戦略等を策定した。

さらに、適切に業務を遂行する観点から組織体制を継続的に見直し、「JICA 開発大学院連携推進室」や「インド高速鉄道室」を設置したほか、国内地域との一層の連携を強化する観点から関係部門の所掌事務の整理・見直し、国内機関名称変更等も行った。

(10) 安全対策に関する強化策の定着

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、国連や他ドナー等の分析手法を参考とする脅威度評価手法を新たに導入して、147 か国の安全対策措置を実施する等、機構独自の取組を進展させた。また、機構事業関係者の行動規範の徹底や、海外拠点等での防護措置の強化、研修・訓練機会の整備と拡大、危機発生時の対応能力の強化等の取組を推進した。さらに、施設建設を伴う全技術協力事業のモニタリングの実施・安全対策の指導、有償資金協力事業・無償資金協力事業を対象とした実施状況調査、安全管理セミナーの実施等を通じて、施工現場の安全対策の強化に引き続き取り組んだ。

以上

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.ー (一定の事業等のまとまり)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 30 年度開発協力重点方針，日本再興戦略，インフラシステム輸出戦略，国家安全保障戦略，グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略，TICAD VIナイロビ宣言，持続可能な開発目標（SDGs）実施指針，質の高いインフラパートナーシップ，質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ，未来投資戦略 2018，国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン，国際保健外交戦略，平和と健康のための基本方針，国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針，日本の教育協力政策，平和と成長のための学びの戦略，新水道ビジョン，自由で開かれたインド太平洋構想，女性・平和・安全保障に関する行動計画，法制度整備支援に関する基本方針，パリ協定，仙台防災協力イニシアティブ，美しい星への行動 2.0（ACE2.0），環境インフラ海外展開基本戦略
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度，難易度	ー
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度外務省政策評価事前分析表 30-VI-1 経済協力 平成 30 年度行政事業レビューシート番号 0139無償資金協力，0140独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ					
①主要なアウトプット情報	項目 No.1 ～項目 No.5 の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報 *	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）	107,333	104,519	-	-	-
決算額（百万円）	103,133 ¹	106,8892	-	-	-
経常費用（百万円）	100,229 ³	106,5694	-	-	-
経常利益（百万円）	△ 11,222 ⁵	△ 10,9846	-	-	-
行政サービスコスト（百万円）	100,263 ⁷	106,3788	-	-	-
従事人員数	1,370	1,378	-	-	-

* 中期目標脚注 2 の記載に基づき，目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから，「一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標参照箇所：

-
- 1 暫定値
2 暫定値
3 暫定値
4 暫定値
5 暫定値
6 暫定値
7 暫定値
8 暫定値

3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5) 「地域の重点項目」。
中期計画参照箇所 ⁹ ： 1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5) 「地域の重点取組」。
年度計画参照箇所： 1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5) 「地域の重点取組」。
主な評価指標 3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5) 「地域の重点項目」に対応する指標。

3－4．年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：S

根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1 ～ No.5）では，S 評価 3 項目，A 項目 2 項目と，全ての項目において所期の目標を上回り，かつ 3 項目においては中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められるため。

< 課題と対応 >

No.1からNo.5の各項目を参照。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

< 評価に至った理由 >

一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1 ～ No.5）では，S 評価 1 項目，A 項目 4 項目と，全ての項目において所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。

< 指摘事項，業務運営上の課題及び改善方策 > （実績に対する課題及び改善方策など）

特になし

< その他事項 > （有識者からの意見聴取等）

特になし。

⁹ 中期目標及び中期計画は JICA ウェブサイト（https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html）を参照。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 30 年度開発協力重点方針，日本再興戦略，インフラシステム輸出戦略，国家安全保障戦略，グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略，TICAD VI ナイロビ宣言，持続可能な開発目標（SDGs）実施指針，質の高いインフラパートナーシップ，質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ，未来投資戦略 2018，自由で開かれたインド太平洋構想
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度，難易度 *	【重要度：高】 開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり，開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通）
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度外務省政策評価事前分析表 30-VI-1 経済協力 平成 30 年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力，0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため，他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標 ¹⁰	目標値 / 年 ¹¹	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
【指標 1-6】 ABE イニシアティブ公約 達成のための育成人材数（長期研修等）	900 人 ¹² (2013-2017)	135 人	279 人	119 人	-	-	-
【指標 1-6】 Innovative Asia 公約達成の ための育成人材数（長期研修等）(人) ¹³	1,000 人 ¹⁴ (2013-2017)	70 人	208 人	166 人	-	-	-
②主要なインプット情報*			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）**			20,281	22,559 ¹⁵	-	-	-

* 項目 No.1 ～ No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため，インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し，本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下，項目 No.5 まで同様。

** 項目 No.1 ～ No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから，No.1 ～ 4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

¹⁰ 日本政府公約である ABE イニシアティブ及び Innovative Asia に示されている達成目標を基に設定する。

¹¹ 2018 年度計画における目標値

¹² ABE イニシアティブの目標値：2013 年から 2017 年に 900 人（2017 年度に 1,000 人達成）

¹³ 2017 年度及び 2018 年度は機構の留学生受け入れ制度を通じたイノベーター・アジア事業に該当する長期・短期留学生の受け入れ実績を集計していたが，2019 年度以降における長期留学生の実績については，文部科学省が実施する国費留学生制度を通じたイノベーター・アジア事業に該当する留学生の受け入れ実績を集計する。

¹⁴ Innovative Asia の目標値：2017 年から 2021 年に 1,000 人

¹⁵ 暫定値

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標参照箇所：

3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

中期計画参照箇所：

1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

年度計画

1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた開発途上地域の経済成長基礎及び原動力確保（「質高い」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

- ・ 持続可能な都市・地域の実現に貢献するため、土地利用計画及びインフラ整備計画を含むマスタープラン（MP）の策定等に取り組む。その際、対象都市の人々ライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりや、公共交通志向型都市開発を支援する。また、都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制を構築するとともに、都市と地域の均衡ある発展に向けた回廊アプローチ等を推進する。
- ・ 地域の個性をいかし住民のニーズに応えたまちづくりを進めるため、地域コミュニティを基盤としたまちづくりアプローチを事業の中で展開する方策を検討する。

イ 運輸交通・ICT

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋戦略」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラやICT環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等、インフラ全体の強靱性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。
- ・ 特に、都市化の進んだ地域の居住環境の改善に向け、日本の高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）技術を活用した交通渋滞緩和や交通安全に資する取組を東南アジアや南アジア地域等で活用する。また、東南アジア地域を中心に、日本政府の「戦略的イノベーション創造プログラム」事業との連携し、道路アセットマネジメントを包括的に支援する。
- ・ 各国で新たな都市鉄道システムの導入を検討する。その際、基幹交通網としての計画の妥当性や持続性、現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性等を検討し、安全・安心な鉄道サービスの実現に向けた人材育成を支援する。また、インドにおける高速鉄道事業では、設計、組織整備、人材育成、技術基準策定を支援する。
- ・ 港湾や空港の運営・維持管理体制の強化を支援する。その際、技術協力事業等への本邦の港湾運送事業者等の参画を図る。
- ・ 島しょ国や僻地で緊急時も含めて情報通信サービスを安定的に提供するため、情報通信システムの構築と強化に向けた支援に取り組む。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- ・ パリ協定や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、安定的で質の高い電力供給とアクセスの向上に向けた事業を実施する。その際、気候変動対策にも配慮し、各国の将来的な電源構成の変化を見据えたMPの策定・見直しや電力システムの高効率化、地熱等の再生可能エネルギーの導入、太陽光・風力発電等の変動電源の大量導入により対策が必要となる系統の安定化に新技術の活用も検討しつつ取り組む。
- ・ 特に、「第6回アフリカ開発会議（TICAD VI：The sixth Tokyo International Conference on African Development）」を踏まえ、地熱開発の試掘支援の実施とモニタリング、アフリカ東部パワープールのガス火力発電や送配電システムの拡充、効率的な運営・維持管理の実現のためのIoT（Internet of Things）活用に向けた人材育成を行う。
- ・ 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」では、大洋州地域における広域支援の継続を含め、島

し、地域での安定的な電力供給と燃料消費削減を両立が可能な再生可能エネルギーの導入を含む電力システムの最適化を支援する。また、「資源の絆プログラム」では、国内の産学官のネットワークを最大限に活用し、資源関連の研修や帰国研修員に対するフォローアップを行う。

エ 民間セクター開発

- ・ TICAD VI等の公約達成、及び本邦企業の海外展開にも貢献するため、産業振興政策の立案及び実施能力の向上、投資促進、産業人材育成に資する高等教育機関の能力向上や育成拠点となる機関の機能及びネットワークの強化に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、「Innovative Asia事業」や「アフリカのための産業人材育成（ABE: Afirica Business Education）イニシアティブ」を通じて、本邦大学での教育及び本邦企業での実務研修を行う。また、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD: New Partnership for African Development）事務局との協力による「カイゼン・イニシアティブ」を通じ、ABEイニシアティブの帰国研修員や提案型事業のパートナーとなる起業家・中小企業を包括的に支援する枠組みを構築するほか、アフリカとアジア・中南米地域の生産性機関とのネットワークを構築する。
- ・ 日本センターも活用しつつ、投資促進と産業振興に一体的に取り組むことにより、本邦企業と現地企業のリンケージを強化する。また、海外直接投資促進のためのアドバイザー派遣を通じて本邦企業に現地情報を発信するとともに、日本センターの修了生が所属する企業と本邦企業のビジネス交流活動を支援する。

オ 農林水産業振興

- ・ TICAD VIの公約達成に貢献するため、「小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）」アプローチを活用した農業普及事業の相手国の実践支援を通じて技術指導者及び小規模農家を育成する。また、広域セミナーを通じて開発途上地域及びドナー関係者とSHEPアプローチを共有する。
- ・ 農家の収入向上や開発途上地域の農産物輸出促進の実現を目指し、フードバリューチェーン（FVC）の改善や農産物の付加価値向上を支援する。特に、ASEAN事務局と連携してASEAN地域の広域FVC強化プログラムの構築に向けた研修等を実施する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ・ 健全な政府財政や金融市場等の基盤の実現や開発途上地域の国内資金動員の実現に向けた事業を実施する。また、開発途上地域のニーズに幅広く対応するため、国内関係省庁や国際機関と連携し、金融及び公共財政管理分野の研修を実施する。
- ・ 特に、アジア地域において日本の知見を活用した証券市場整備等の金融分野に関する支援を拡充するとともに、ASEAN地域において通関システムの拡充、運用改善による貿易円滑化を支援する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえつつ、アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の域内マニュアルの普及促進及び国境管理強化を支援する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. (2) 参照）

- ・ 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況（SDGs Goal 11 関連）
- ・ 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況（SDGs Goal 9（9.1, 9.c）関連）
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3, 3.d）関連）
- ・ 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況（SDGs Goal 7 関連）
- ・ 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の

能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（8.1, 8.2, 8.3, 8.5, 8.6, 8.8, 8.9）, Goal 9（9.2, 9.5）関連）

- ・ 産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.3, 4.4）関連）
- ・ 生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.3, 2.a）関連）
- ・ 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（10, a）, Goal 10（4, 5）, Goal 17（1）関連）

3-2. 業務実績

No.1-1 都市・地域開発

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3 件 ¹⁶	3 件	5 件
公共交通志向型開発戦略提案数	5 件 ¹⁷	5 件	3 件
ステークホルダー会議開催数	14 回 ¹⁸	95 回	16 回

(1) 持続可能な都市・地域開発に貢献するマスタープラン（M/P：Master Plan）の策定支援

① 対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりの推進

- ・ キャンディ都市開発計画策定プロジェクト（スリランカ）：遺産地区が世界文化遺産に登録されているキャンディ都市圏で、機構は、遺産地区の保全及び価値向上を目的に、開発ビジョン及び詳細地区計画を策定した。景観等を含む魅力的なまちづくりに向けて、都市開発庁、キャンディ市、大僧正、住民と 20 回以上の意見交換会を行い、関係者のニーズを丁寧にくみ取った。

② 公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の推進

- ・ キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト（コンゴ民主共和国）：1,000 万人を超える人口を擁し、都市交通インフラの不足及び老朽化等による交通問題が顕在化しているキンシャサにおいて、公共交通利用の促進（バス高速輸送システム（BRT：Bus Rapid Transit）導入等）に向けた都市交通 M/P を策定した。同 M/P に位置づけられた各種事業の実現に向けたドナー調整などがコンゴ民主共和国政府により開始されている。
- ・ ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト（タンザニア）：経済・商業の中心であるダルエスサラーム市で、機構は2008 年に都市交通M/P 策定を支援し、同M/P に基づく道路、BRT、橋梁等の事業化が進んでいる。一方、同市の人口増加、自家用車の増加、都市内での高層ビル建設等、都市化のスピードは当時の国家統計局の予測をはるかに上回ったため、機構は最新の想定に基づき、公共交通志向型の都市交通 M/P の策定及び関係者の能力強化支援を行った。ダルエスサラームで開催された国土交通省主催の第 2 回官民インフラ会議で、完成した M/P の成果を発信した。

③ 多様なアクターとの協働体制の構築

- ・ ルアンパバーン世界遺産の持続可能な管理保全能力向上プロジェクト（ラオス）：世界遺産指定地区への観光客が急増しているルアンパバーン郡では、住宅が観光施設に用途転換されることによる

¹⁶ 2015 年度実績

¹⁷ 2015 年度実績

¹⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、56 回

地域住民の減少、自動車・廃棄物・汚水排出の増大等による環境悪化、遺産地区内の伝統的景観や文化の喪失が懸念されている。機構は、同じく世界遺産を擁する岐阜県高山市の全面的支援を得て本邦招へい及び研修を実施し、ルアンパバーン県知事や市長を含む関係者に対して、遺産地区の維持管理方法や地域振興の方策等を紹介した。同招へい及び研修はルアンパバーン県知事や市長等から高く評価されたほか、ルアンパバーン郡と高山市・京都市を含む多様な本邦関係者との連携強化につながった。

④ 都市と地域の均衡ある発展の推進

- ・ **全国総合開発計画（ブータン）**：日本の包括的な全国総合開発計画の策定経験をいかして、機構はブータンの国土利用計画案、人口集積・開発拠点整備計画案を策定し、都市と地方のバランスある開発と地方の過疎化を防ぐ施策を提案した。ブータン政府は、同国の開発ビジョンである「地域の特徴をいかした均衡ある発展の実現」に向けて同計画案を活用していく方向である。
- ・ **国家総合開発計画策定プロジェクト（モンゴル）**：モンゴルでは首都と地方間の格差が顕著で、首都ウランバートル市では人口集中に伴う社会インフラ不足等の問題が発生している。機構は、モンゴル全国の均衡ある発展に向けて、包括的な国土開発計画を策定するための技術協力を新たに開始した。
- ・ **物流システム改善プロジェクト（カンボジア）、中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト（中米 6 か国）、アフリカ戦略回廊開発の効果にかかる情報収集・確認調査（アフリカ）**：物流システム・ロジスティックスの開発マスタープランの策定及び組織・人材育成に係る案件形成・実施を通じて、機構は都市と地域の均衡ある発展に向けた回廊アプローチ等を推進した。また、TICAD V 以降、日本の対アフリカ支援方針に基づいて実施したアフリカの経済開発回廊・重点回廊における戦略的マスタープランの策定支援に関連し、回廊開発の効果や実施上の課題を整理することを目的とした基礎情報収集調査を実施した。

(2) 地域の個性をいかし住民のニーズに応えたまちづくりアプローチの展開

- ・ **タイ未来型都市推進プロジェクト（タイ）**：タイが抱える都市と地方の格差、高齢化等の社会問題を踏まえて、地方都市の将来を見据えた都市開発コンセプトを確立し、その実現に向けた事業実施メカニズム及び手法を策定した。これを踏まえ、6 つの地方都市で、周辺自治体や地元の関係者とも協議しつつ、都市ごとの個性やニーズを踏まえた都市開発計画を策定した。参加型の都市計画策定に対して、6 つの自治体から高い評価が得られたほか、タイ政府自身による事業継続に向けて、実施機関内に都市計画局が新設された。
- **バングラデシュ全国地図の完成**：バングラデシュでは、技術・資金不足で近代測量に基づいた全国レベルの正確な地形図を作成できなかったが、機構が 20 年以上にわたり国土地理院の専門家等をバングラ測量局に派遣し、測地基準点整備や測量技術等を指導した結果、バングラデシュ測量局が、バングラデシュ政府念願の全国デジタル地形図（縮尺 2 万 5 千分の 1、全土を網羅する全 980 面の地図）を完成させた（11 月）。これまで公共事業ごとに行っていた測量経費の大幅削減や自然災害への迅速な対応実現が期待される。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の達成に向けて、輸送システムへのアクセスの向上に資する開発計画策定 9 件（都市交通 M/P など）、文化遺

産の保全に資する開発計画策定 2 件（文化遺産案件，世界遺産のまちづくり案件），経済，社会，環境面における都市・農村のつながりの強化に資する開発計画策定 3 件（国土開発，回廊案件），強靱な建造物の整備や安全で強靱な都市復興の支援 3 件（建築基準・建築行政案件，インドネシア中部スラウェシ地震からの復興計画策定支援，ネパール地震被災地における復興住宅再建事業や学校や病院の再建事業）等を実施した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 11 月の ASEAN 首脳会議で ASEAN スマートシティネットワーク（ASCN：ASEAN Smart Cities Network）の設置が承認され，26 都市が対象都市として選定された。機構は，同ネットワークの動向も踏まえつつ今後の都市開発協力を進める必要があると認識しており，引続き情報収集・発信を行っていく。

No.1-2 運輸交通・ICT

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
旅客数及び貨物量	- ¹⁹	旅客数：945 千人 / 日 貨物量：344 千トン / 日，3,501TEU/ 日，2,192 台 / 日，2,207 百万トン km/ 日	旅客数：2,586 千人 / 日 貨物量：336 千トン / 日
運輸交通に係る研修実績数	860 人 ²⁰	854 人	836 人
運営・維持管理の協力数または支援との連携数	17 件 ²¹	23 件	11 件

(1) 相手国の発展段階に応じたインフラ整備

① 日本の高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の展開

- ・ ベトナム南北高速道路のダナンークアンガイ高速道路の 2 期区間 74 キロが完成し，9 月に全線 139 キロが開通した。ダナンークアンガイ高速道路は 2017 年 8 月の開通から 1 年間で 56 万 7 千台が通行，全線開通により 1 日の利用台数がこれまでと比較して 2 倍以上となる 3,300-3,500 台に増加した。本道路には日本の ITS 設備が導入されており，交通渋滞情報の提供や安全・快適な走行を提供するとともに移動時間の短縮等，物流の円滑化による同地域への投資拡大が期待される。
- ・ 課題別研修「ITS（高度道路交通システム）実務」では，13 か国 13 名の研修員に対し，産学官連携による日本の ITS 技術の有用性を伝える研修を実施した。また，前年度の研修に参加したスリランカ，フィリピンの研修員による帰国後活動支援を目的とした現地フォローアップセミナーを通じ，両国での ITS 設備導入の機運を醸成するとともに，スリランカでは現地ニーズ調査を通じて判明した同国の課題解決に向けた本邦技術を紹介した。

¹⁹ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

²⁰ 前中期目標期間（2013-2015）実績平均

²¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

② 道路アセットマネジメント人材育成支援

- 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP：Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion）」の「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」（以下、SIP インフラ）との協力覚書（2017 年 10 月締結）に基づき、「橋梁維持管理能力向上プロジェクトフェーズ 2」との連携を見据え、岐阜大学とザンビア大学の間で技術交流に関する覚書（MOU：Memorandum of Understanding）締結を支援した。また、SIP インフラで開発された日本の道路インフラ点検・モニタリング技術、補修技術を、バングラデシュ、ケニア、フィリピンの技術協力プロジェクトで試行的に導入した結果、本邦企業とケニア企業との間で代理店契約締結に向けた調整が進んだほか、フィリピンでは日本の円借款で建設した長大橋の点検結果を 3 次元管理台帳として整理した。さらに、SIP インフラ技術交流会（7 月）、社会インフラテック 2018（12 月）への出展を通じて、機構の取組発信に加え、更なる本邦技術活用に向けた出展者・来場者との意見交換を行った。
- ・ JICA 開発大学院連携の一環で、ラオス及びカンボジアの技術協力プロジェクト関係者 4 名が、SIP インフラ協力覚書の連携下にある東京大学、北海道大学、長崎大学の修士・博士課程で、自国の道路・橋梁維持管理上の課題解決や道路アセットマネジメントの定着に資する研究を開始した。このほか、連携大学とともに 4 か国 7 名の候補者を選定した。同候補者は、2019 年度から北海道大学、金沢大学、金沢工業大学、岐阜大学、長崎大学、琉球大学の修士課程で研究を開始する予定。
- ・ 2019 年 3 月末の SIP インフラ研究事業の終了を見据え、土木学会と協力覚書を締結し、学術機関のみならず、土木学会を通じた民間企業との協力体制も構築した。また、SIP インフラ、土木学会との共催で技術セミナーを開催（2019 年 3 月 14 日）し、これまでの機構と SIP インフラとの連携成果の発表と有識者によるパネルディスカッションを行い、日本の産学官に期待される役割について参加者とともに認識を深めた。

③ 物流・交流拠点となる空港・港湾整備支援

- **ラオス・ビエンチャン・ワットアイ国際空港**：ラオスの玄関口である同空港で増大する航空旅客需要に対応するため、「ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業」を通じて国際線旅客ターミナルビルの拡張や国内線旅客ターミナルビルの新設等を支援した。本事業は、株式会社 JALUX 及び豊田通商株式会社が空港の管理・運営事業に参画する官民連携案件、かつ本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業であり、機構は、同事業が円滑に進むよう、ラオス公共事業運輸省と本邦企業関係者間のコミュニケーションの円滑化など側面支援を行った。引渡式では、ラオス公共事業運輸大臣より、「ラオスの社会経済発展に寄与するのみならず、両国友好関係のシンボルとなる事業」との高い評価を受けた。
- ・ **モンゴル・新ウランバートル国際空港**：実施中の円借款「新ウランバートル国際空港建設事業」と並行して、日本のノウハウを活用しつつ、空港の運営・維持管理能力強化のための技術協力プロジェクトを実施中である。施設整備から人材育成、制度設計までの一貫した支援を行うことで、空港全体の適切な運営・維持管理を図るとともに、日本のプレゼンスの向上が期待される。
- ・ **東ティモール・ディリ空港**：増加する旅客数に対応した同空港の利便性・安全性の向上を目指して、国際線旅客ターミナルビル、駐機エプロン、誘導路等の施設のほか、航空管制機材、X 線検査機等の整備からなる無償資金協力の準備調査を実施した。
- ・ **タンザニア・キゴマ港**：老朽化したフェリーターミナル施設及び物流倉庫の整備からなる無償資金協力の準備調査を実施した。同港はタンガニーカ湖に位置する中央回廊上の要衝であり、本事業により、同湖周辺地域の物流や経済活動の活性化が期待される。

- ・ **カンボジア・シハヌークビル港**：港湾運営の効率化、国際競争力の向上、経営能力の改善を通じて、カンボジアの貿易促進に貢献するため、本邦港湾運送企業とも協力し、コンテナターミナルの経営・技術向上に係る技術協力プロジェクトを実施中である。また、入出港手続きの電子化のための港湾 EDI (Electronic Data Interchange) 導入に向けての準備調査を実施した。加えて、機構が保有するシハヌークビル港湾公社の株式の一部を阪神国際港湾株式会社に譲渡し、港湾運営の一層の効率化及び開発途上国の経済成長に資する日本企業の海外展開の促進に貢献した。
 - ・ **バングラデシュ・マタバリ港**：岸壁とコンテナヤード、多目的ヤード等から成る大水深港を新設するため、「マタバリ港開発事業 (E/S : Engineering Service)」の借款契約 (L/A : Loan Agreement) に署名した。本事業により、貨物取扱能力の強化を図り、もって国内及び周辺国との物流促進に寄与することが期待される。
- ④ **自然災害リスクの最小化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等**
- ・ **自然災害リスクの最小化**：カブール市内の交通混雑の解消と物流の活性化に資するため、カブール市の既存道路の拡幅・改修及び橋梁の新設、並びに交差点の整備を行う無償資金協力「アフガニスタンカブール市南東部地区アクセス改善計画」の贈与契約 (G/A : Grant Agreement) を締結した (4 月)。また、ボリビアの国道 7 号線上の 5 地点で斜面崩壊及び土石流に対する対策工事等を実施する無償資金協力「ボリビア国道 7 号線道路防災対策計画」の G/A を締結した (7 月)。さらに、ネパールで災害に対する強靱性及び道路利用者の安全性の向上、道路通行阻害損失の低減を目指した無償資金協力「ネパールシンズリ道路震災復旧計画」の G/A を締結した (10 月)。
 - ・ **へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備**：フィリピン南部のミンダナオ島マラウイ市での戦闘で被害を受けた人々の生活の再建を支援するため、同市及び周辺地域の社会基盤の修復・建設事業に対する財政支援を行うため、対フィリピン無償資金協力「マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興計画」の G/A を締結した (5 月)。また、道路整備・開発が遅れているインドの北東州地域において、経済発展の妨げになっているミッシングリンクを建設する有償資金協力「インド北東州道路網連結性改善事業 (フェーズ 3) (第一期)」の L/A を締結した (10 月)。

(2) 各協力手法・取組の相乗効果の発揮

- ・ **ウガンダ**：技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」で交通渋滞の激しい交差点で日本方式の信号制御システム (MODERATO : Management by Origin-Destination Related Adaptation for Traffic Optimization) を導入、同システムに係る人材育成とともに、面的展開計画を策定した。同プロジェクトにてカンパラ市全域の交通管理計画を策定、パイロットプロジェクトとして市内 4 か所の信号交差点化を実施しつつ、信号制御システムの運営管理能力を向上させるとともに、更に市内 30 か所の交差点を対象に信号制御システムの面的展開に向けた無償資金協力「カンパラ市交通管制改善計画 (詳細設計)」の G/A を 2019 年 2 月に締結した。
- ・ **マラウイ**：技術協力「カムズ国際空港監視システム運用支援プロジェクト」を通じて、無償資金協力「カムズ国際空港ターミナル拡張計画」で導入された航空機監視システムの運用能力の向上を支援した。その結果、無償資金協力事業で調達した最新機材の運用と維持管理が技術協力プロジェクトにより適切に実施されるようになり、航空交通業務の安全性の向上が図られた。

(3) 安定した情報通信サービス提供のための ICT 整備

- ・ **ブータン**：「災害対策強化に向けた通信 BCP 策定プロジェクト」を通じ、携帯電話サービスを提供

する国営の通信会社であるブータンテレコムに対し、災害時の通信サービスを継続させるための事業継続計画（BCP）及びマニュアル作成を支援した。

- ・ **トンガ**：トンガ全土の防災無線システム、音響警報システムの整備及びラジオ放送局の機材・施設を整備する「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」の G/A を 6 月に締結した。
- ・ **インドネシア**：電力や金融等重要インフラをはじめとするインドネシアの政府・民間機関のサイバーセキュリティ対応能力を強化のため、「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」を通じて、インドネシア大学でサイバーセキュリティ人材育成のための修士課程コースの設置を支援した。
- **バングラデシュ**：労働人口の減少が進む日本の地方部と、豊富な若年層を抱えつつも就労先が不足しているバングラデシュ双方の課題解決を目的とし、宮崎市、宮崎大学、地元の民間 IT 企業等との連携の下で「日本市場を対象とした ICT 人材育成プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、日本市場を念頭においた ICT 人材育成プログラムのモデル作りや情報処理技術者試験の普及等、バングラデシュ・コンピュータ評議会による人材育成関連事業の実施能力向上を行った。これまで累計 116 人の技術者が育成され、うち 66 人が日本（15 人が宮崎県内企業）から内定を獲得し、日本の地方の労働力確保に貢献した。

(4) 持続性の高い新たな都市鉄道システムの構築に向けた具体的な施策の実施状況

① インド高速鉄道事業支援

- ・ インド初の高速鉄道開業に向け、本邦研修及び専門家派遣を通じた詳細設計、技術基準策定、実施機関の組織整備及び人材育成を支援し、幹部向けの本邦研修に加え、技術者・実務者向けの研修を 8 回実施した。研修では、駅設備や車両の視察、各種技術に係る講義等、高速鉄道導入に向けた技術移転を多角的に支援した。

② 都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理の向上

- ・ **ミャンマー「鉄道車両維持管理・サービス向上プロジェクト」**：円借款で整備が進められているヤンゴン・マンダレー鉄道（約 620km）及びヤンゴン環状鉄道（約 46km）の改修事業で導入される日本の鉄道システム（車両含む）の現地適用化に向けた車両メンテナンス及び旅客サービスに係る技術支援を継続した。具体的には、ミャンマー国鉄の組織体制改善に向けたロードマップ及びアクションプランの作成、組織横断的なサービス改善委員会の設立、サービス改善計画の立案を支援した。
- ・ **ミャンマー「ヤンゴン環状鉄道改修事業及びヤンゴン公共バスサービス改善プロジェクト」**：ヤンゴン環状線（総延長約 46 キロメートルの区間に 38 駅）では、一日当たり 122 本の列車が運行しているが、施設や機材、車両の老朽化が進み、列車走行速度の低下や遅延、脱線事故などが頻発しており、円借款「ヤンゴン環状鉄道改修事業」を通じて信号システムの更新と新規車両の整備を支援中である。また、ヤンゴンではバスが市民の主要な足となっているが、環状線をはじめとする他交通機関との接続に鑑みた効率的な運航計画は策定されていない。そのため、技術協力事業「ヤンゴン公共バスサービス改善プロジェクト」を通じ、運行計画の改善やバス運転手の技術向上等を実施し、路線バスのサービスの質向上にも取組中である。2018 年度は、環状線改修事業の本体工事を開始するとともに、バス会社の組織診断を行い、サービスレベルの基準を策定し、市内交通のボトルネックとなっている箇所を中心にバス停の改良等を行った。
- ・ **ベトナム「ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト（HCMTC2）」**：円借款や技術協力を通じたホーチミン市都市鉄道（1 号線）の建設及び都市鉄道運営会社の設立支援

を踏まえ、安全と信頼の下に運営される持続性の高い都市鉄道の構築を目指して HCMTC2 を実施中である。2018 年度は運営会社の組織規程・規則の策定及び職員採用計画の立案等の支援を行った。

- ・ フィリピン「鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト」：鉄道人材育成・監督の柱となるフィリピン鉄道訓練センターの設立・運営能力強化を支援中であり、2018 年度は、訓練センター設立に必要な定款や組織規程、事業計画、人材育成計画、研修教材・カリキュラムの策定を支援した。マニラ首都圏及び近郊では、円借款「南北通勤鉄道事業（マロロスツツバン）」のほか、「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズI）」及び「南北鉄道事業南線（通勤線）及びマロロスークラーク鉄道事業」の詳細設計調査も実施中であり、これらの事業でも、鉄道訓練センターで育成された運営維持管理のための質の高い人材の活用を想定している。
- ・ フィリピン「南北通勤鉄道延伸事業」：詳細設計を実施した「南北通勤鉄道事業（マロロスツツバン）」の北方及び南方への延伸である「マロロスークラーク鉄道事業」（約 52km）及び「南北鉄道事業南線（通勤線）」（約 56km）を統合した「南北通勤鉄道延伸事業」の協力準備調査（補完）及び詳細設計調査を実施し、2019 年 1 月に L/A を調印した。また、基本設計段階の入札図書案作成や実施中の円借款「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズI）」（約 25km）との乗り入れに向けた関係者間での連携・検討を行った。なお、開業後の運営維持管理は、「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズI）」と同様、民間に委託する PPP 方式を予定している。

(5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ターゲット 9.1「すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する」に資する案件をアジア、アフリカ地域を中心に実施した。
- ・ SDGs ターゲット 9.c「後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるように図る」に資する案件をインドネシア、バングラデシュ、ブータン、トンガで実施した。

(6) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 道路インフラの運営・維持管理能力向上に関し、類似事業間での経験・知見の共有が十分ではなかった。これを踏まえ、道路アセットマネジメントプラットフォームを通じて、日本国内の事例収集に加え、パキスタン、ケニア、エチオピアの 3 か国で、技術協力による各国の道路アセットマネジメントの達成度及び成熟度評価を実施し、今後必要な支援計画を検討した。2019 年度は他国でも達成度及び成熟度評価を実施するとともに、各国で作成した技術マニュアル・指針等を整理・分析し、各国の技術レベルに応じた統一マニュアルの整備を進める予定である。

No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	385.5 万人 ²²	113 万人	861 万人

²² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

質の高いエネルギー分野の研修実績数 うち、資源の絆研修実績数	582 人 ²³ うち 9 人	559 人 うち 17 人	410 人 うち 14 人
電力開発に係る新規計画策定数	19 件 ²⁴	10 件	8 件

(1) 安定的で質の高い電力供給とアクセス向上に向けた具体的な施策の実施状況

① 質の高い電力供給

- **電力開発マスタープラン：**アンゴラ、モザンビーク、ナイジェリア、スリランカ、パラオ、ミャンマーにて電力開発マスタープランを策定し、各国で高い評価を得た。特にモザンビークでは、同国政府の高い評価を得て、マスタープランの全章が閣議で承認され、今後 25 年間の同国エネルギー開発の長期ロードマップとなった。機構は事業化推進のため電力開発アドバイザーを派遣した。ナイジェリア及びアンゴラでも国家承認手続きが取られる見込みであり、円借款による事業化を見据え、先方関係者と意見交換を行った。スリランカでは大統領が出席する国家経済委員会で計画内容が共有された。上記のほか、ミャンマー、ラオス、ブータン、パキスタン等でも電力開発マスタープランの策定を支援している。
- ・ **電力システムの高効率化：**ウズベキスタン、パキスタン、バングラデシュ、エジプトにて火力発電所を対象とした運営・維持管理能力向上を支援した。特に、ウズベキスタンではコンバインドサイクル式ガス火力発電施設の維持管理のための研修センターが開設し、機構が育成した講師が同国の人材育成を担っていく予定である。また、パラオ、パキスタンにて効率的な送配電網の運用・維持管理能力強化支援に着手した。さらに、エジプトでは工業省、電力省、石油省等の次官・局長等を対象とした省エネルギー政策に係る本邦研修を実施したほか、エジプトで開催した省エネセミナーでは機構が支援したバングラデシュのカウンターパート（C/P：Counterpart Personnel）による講演及びパネルディスカッションを通じて、学び合いや共創を促進するとともに、省エネルギー分野の技術協力プロジェクトの支援内容を具体化した。
- ・ **再生可能エネルギーの導入：**「ハイブリッド・アイランド・プログラム」を通じ、大洋州島嶼国の太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入促進に必要な系統計画 / 運用能力の強化に係る支援を継続した。また、国際会議等での情報発信の結果として、世銀及び ADB が同プログラムとの具体的な連携を検討中である。個別案件の事例として、サモアでは再生可能エネルギーの導入率を 100%に高めた場合の系統シミュレーションを実施中であるほか、ガイアナでは太陽光発電設備設置及びロス低減・系統安定化設備整備に係る無償資金協力事業を開始した。同事業の整備対象にはカリブ共同体事務局ビルも含まれ、再エネ・省エネ技術のショーケースとして周辺国への波及効果も期待される。また、インドの西ベンガル州にて、可変速設備を備える揚水発電所を建設する円借款事業を開始した。本事業では本邦企業が強みを持ち、電力系統の経済的な運用や CO₂ 削減に効果を発揮する「可変速揚水発電」が適用される。上記に加え、マレーシアやタンザニアでの再生可能エネルギー導入に係る地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS： Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）の協力枠組に合意したほか、キューバでの系統安定化設備導入やカリブ共同体本部への太陽光発電設備設置等に係る無償資金協力準備調査等を実施した。

²³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

²⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、76 件

② アクセス向上への貢献

- ・ ケニア政府が進める「ラストマイル・コネクティビティ・プロジェクト」（世帯の所得レベルに応じた料金や分割払いの提供等により電化を促進）に貢献すべく、配電機器の設置に係る無償資金協力準備調査を実施した。同事業では本邦企業が強みを持つ電力ロスが少ないアモルファス式変圧器を調達する予定である。また、マラウイ、セネガルでは首都圏周辺の電化向上 / 電力供給安定化に資する変電所整備の無償資金協力準備調査を、コートジボワール、ベナンでは電化率向上に向けた協力を検討するための基礎情報収集・確認調査を実施した。
- ・ **ナイジェリア**：同国最大都市であるラゴス市（人口約 900 万人、2006 年国勢調査）に位置するアパパロード変電所の復旧・増強を図るものであり、2018 年度は昨年度に実施した協力準備調査に基づき無償資金協力に係る G/A を締結、詳細設計段階に入った。本プロジェクトにより、ナイジェリアの総輸入量の約 40% の貨物を扱う同国最大港湾であるラゴス港を含む港湾施設や周辺産業地域及び一般家庭への安定的な電力供給に貢献することが期待されており、配電先需要家 1 軒あたりの停電時間は年間 800 時間以上減少すると見込まれる。

(2) TICAD VI 等への貢献

- ・ **TICAD VI への貢献**：エチオピア、ジブチ、ニカラグアでは試掘実施に向けた準備を実施した。ケニアでは IoT を活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について、ケニア電力公社、国連工業開発機関（UNIDO）、機構の 3 者間で協力覚書に署名した。タンザニアではガス複合火力発電に係る有償資金協力準備調査を実施した（10 月）。同事業による 300MW 級の発電設備と約 60km の高圧送電線の整備を通じて、逼迫した電力需要の改善が期待される。上記のほか、エチオピアでの首都圏系統整備に係る有償資金協力準備調査、コートジボワールでの基幹送電線整備に係る基礎情報収集・確認調査等、アフリカ地域の電化に資する調査を実施した。

(3) 資源の絆プログラム

- ・ 開発途上国地域の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派・親日派を育て、日本の資源開発関係者との人的ネットワークを強化する目的で、日本国内の大学と連携し、2013 年度から「資源の絆プログラム」を実施中である。日本国内産学官のネットワークを強化し、新たに 14 か国 14 名の留学生を受け入れたほか（累計 86 名）、開発途上国の鉱物サンプル採取と当該国の鉱業関係機関とのネットワーク形成を目的とした海外フィールド調査を 37 件、本邦企業及び行政機関等でのインターンシップ等を 11 件実施した。帰国研修員に対するフォローアップについては、「資源の絆」に基づいた開発途上国と日本側受入大学の関係構築（帰国研修員が配下の職員を当該国財源にて自身の受入大学に留学生として派遣）の事例も生まれたところ、大学との幅広い連携に基づいたフォローアップの可能性につき、大学と協議した。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」に資する案件を、アジア、アフリカ地域を中心に実施した。
- ブータンにおいて、実施機関のニーズと能力を踏まえ、技術協力で全国対象の地方電化マスタープラン策定を支援し、優先順位を明確にした実効性の高い地方電化計画を 2005 年に作成。これを踏まえて円借款「地方電化事業」を実施した結果、対象地域 10 県の農村部で 16,241 世帯の電化を

達成し、農村電化率が事業実施前の 56.3%から事業完成時には 97%へと大幅に改善したことが事後評価で確認された。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 長期かつ巨額の投資を必要とする資源・エネルギー分野については、関連技術分野を包含した包括的かつ中長期的視野に立った支援が不可欠。現在部内にて検討中である、クラスター / サブクラスターを基としたアプローチを強化するとともに、幅広い援助リソースの確保を進めていく。

No.1-4 民間セクター開発

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	38.5 件 ²⁵	81 件	95 件
職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	9.5 件 ²⁶	2 件	9 件

(1) 産業振興政策の立案と実施能力の向上

① アジア地域における投資促進・産業振興

以下のとおり、本邦・現地企業間のリンケージ強化に向けたサプライチェーン構築を支援した。

- ・ **フィリピン、インドネシア**：フィリピンでは自動車産業のグローバルバリューチェーン強化に向けた協力を継続し、自動車産業振興計画（案）を作成の上、提言した。インドネシアでは自動車、電気電子及び食品加工分野の国際競争力強化に向けた取組検討のための調査を継続し、政策提言を行った。
- ・ **ミャンマー**：素形材、繊維及び食品加工分野を対象とした産業振興政策の策定・実施に係る協力、外国からの投資促進に向けたアドバイザー派遣、ティラワ経済特区の特別目的会社への海外投融資、周辺インフラ整備に係る円借款、投資許認可手続き等の能力強化に係る技術協力を継続した。
- ・ **バングラデシュ**：経済特区開発に係る円借款事業と連携し、投資促進、経済特区開発（制度整備、手続き効率化等）及び産業振興に係る包括的な取組を継続した。
- ・ **インド**：インド政府の“Make in India”政策とも整合した現地製造業企業の幹部育成プログラム及び中小企業の生産管理能力向上に係る支援を継続した。また、インドの社会課題解決に資する新商品・サービスの開発をテーマにビジネスキャンプを開催し、本邦企業 6 社 9 名に対して、新商品・サービス開発のための講義や現地一般家庭への訪問インタビューの機会を提供した。
- ・ **ベトナム**：中小企業支援法の発効を受け、地方自治体主体の中小企業支援メカニズムに関する調査・検討を行い、10 社への試験的な経営指導や、政府系支援機関向け研修プログラムを実施した。
- **日本センターを通じて企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。**特にベトナム日本センターでは 10 か月間の経営塾コースが人気を博し、2009 年開始時の年間 1 コース16 名から同 4 コース 120 名に拡大した。また 2018 年度には、同コースの受講生であるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、東京、大阪、宮城、静岡、福岡等を訪問し、本邦企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では、同コース受講者のうち裾野産業に関わる企業を対象に、初めて独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と共催でCEO 商談会を実施した。日本企

²⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、154 件

²⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、38 件

業 105 社・越企業 32 社が参加し、224 件の商談を設定した結果、会場では日越企業ともに半数超が一定の合意に至る等、活発な商談が行われた。モンゴル日本センターでも東京及び大阪で「モンゴルビジネスセミナー & 企業マッチング」を実施し、日本企業関係者約 80 名が参加した。商談会の結果、モンゴル企業 1 社の納入契約が内定し、3 件が商談継続中。その他、ミャンマー日本センターも同様の商談会を 2019 年 2 月に中小機構と共催し、日本企業 98 社・ミャンマー企業 36 社が参加し、255 件の商談を設定した。

- カンボジアでは、日本センターを通じて起業家育成に注力し、10 社を対象にアクセラレータープログラムを実施した。同プログラムの受講生で、アイデアや技術があっても自国内での資金調達が困難なカンボジア起業家 3 社に対して、日本センターを通じたクラウドファンディングによる資金調達を支援した。機構も積極的な広報活動を展開した結果、全社目標を達成し、新たな資金調達の道をつけた。

② アジア地域以外における起業家・企業育成（アフリカ・カイゼン・イニシアティブ等）

- **政策への啓蒙**：アフリカの産業振興のためのカイゼンの必要性やエチオピアでの適用事例等をまとめた「Applying the Kaizen in Africa」を 8 月にパルグレイブ・マクミラン社からオープンアクセスで出版した結果、12 月時点で約 3 万件のダウンロードがあった。また、機構研究所と Global Development Network (GDN) が各国のカイゼンによる企業成長や人材育成へのインパクトに係る共同研究を行い、同成果を基に、GDN、ブルッキングス研究所と政策対話を実施した。
- **拠点の機能強化**：アフリカ・カイゼン・イニシアティブ対象 7 か国では 2018 年度上半期に企業家等を約 7,000 人育成した。特に、2018 年度にエチオピアで支援した企業は平均で 39%の生産性向上等を達成したほか、ザンビアではプロジェクトが指導した企業 2 社がシンガポールで開催された国際 QC サークル大会にて金賞を受賞した。
- ・ **カイゼンアプローチの標準化**：プロジェクト研究「アフリカ地域カイゼン支援に係る標準アプローチ策定調査」を実施し、過去の協力から導き出した成功事例、教訓、標準カリキュラム等をまとめたカイゼンハンドブック、執務参考資料を作成・公開した。
- ・ **生産性推進機関のネットワーク化**：アフリカカイゼン年次会合を開催した。アフリカ、アジア、中南米を含む 20 か国より政策立案者（大臣、次官等）、生産性推進機関の実務者、企業、学者等約 150 名の参加を得て、各国の知見共有及びネットワーク化を推進した。エチオピアの公共サービス・人材育成大臣は、開発計画達成に向けてカイゼンの普及・展開を促進すること、同国がアフリカにおけるカイゼンのセンター・オブ・エクセレンスになることを宣言した。
- ・ **アフリカ起業家支援**：アフリカ地域での中小企業・起業家支援に係る調査を通じ、イノベーション創出の源泉となるスタートアップ企業の資金調達手段は極めて乏しく、従来の技術協力（カイゼン、経営支援等）に資金支援を加えた「中小企業・起業家支援プラットフォーム」の必要性を再確認した。これを踏まえ、中小企業・起業家を包括的に支援するプラットフォームを TICAD7までに 3 か国で立ち上げるべく準備を進め、エチオピアでは 2018 年 9 月に同プラットフォームを立ち上げ、活動を開始した。また、8 月には来日中の ABE イニシアティブ学生を対象にスタートアップ実践ワークショップを実施し、24 名の学生がビジネスプランを改良した。

(2) 高度人材等育成機能の強化

① アジアにおける高度人材

- ・ **Innovative Asia**：新たに 74 名を大学院の学位課程に受け入れ、IT、IoT、AI を中心とした理工系

分野の研修を実施した。また、2017 年度に来日した研修員については、日本企業・研究機関等を主な受入先としたインターンシップを実施した。受入先は AI 関連企業、国立の研究機関、大手電機メーカー等で、各自の研究テーマも踏まえたインターンシップを行った。

・ **その他：**アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）で、国際共同教育プログラムの新設や分野別学会会議の開催を通じ、東南アジアと本邦の工学系トップ大学間のネットワークを強化し、国際共同教育プログラムの立上げを推進した。日越大学、マレーシア日本国際工科院、ヤンゴン工科大学等の拠点大学の強化を支援した。日越大学では第一期生 57 名が卒業し、卒業生の多くが日系企業に就職し、本邦の大学院に進学した。インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援等で、共同研究や産学連携を促進した。

② アフリカにおける高度人材

- **ABE イニシアティブ：**2018 年度末までにアフリカ 54 か国累計 1,219 名（2018 年度は 119 名）に対して本邦大学院での修士課程及び本邦企業でのインターンシップの機会を提供した。TICAD VI の政府公約（2016 年～ 2018 年に 600 名受入）に関し、目標値を 146 名上回る形で達成した。修了生の中には、本邦滞在中に築いた人脈をいかして、本邦企業の現地販売代理店事業を開始したり、コンサルタント会社を起業して機構中小企業海外展開事業採択企業の現地パートナーとして日本製品の普及に貢献したりする等、本邦企業がアフリカへビジネス展開する際の水先案内人として活躍する人材が現れている。登録企業数も昨年度以降 90 社以上が新規に加わり、560 社まで増加した。また、帰国後ザンジバル水公社の総裁に昇進した修了生は、ザンジバル政府内への日本技術・製品の紹介を通じた日本企業のタンザニア進出促進や、円借款事業の推進にも貢献した。さらに、2025 年国際博覧会の大阪・関西誘致プレゼンテーションで、修了生が日本代表プレゼンターとして登壇し、日本での学びとともに、日本や関西の魅力を世界に向けてアピールした。
- **チュニジア「国立ボルジュ・セドリア応用技術科学学院（ENSTAB : Ecole Nationale Des Sciences Et Technologies Avancees Borj Cedria）」：**機構が設立を支援した理工系大学 ENSTAB から初の卒業生が誕生した。若年層の同国失業率が 35.8%（2017 年度）で、若者の高い失業率への不満のデモが 2011 年の「アラブの春」の発火点ともなったチュニジアで、ENSTAB 第 1 期卒業生 65 名のほぼ 8 割がエンジニアとして民間企業等で即戦力として活躍している。また、学術機関の研究成果が民間事業に有効活用されてこなかったチュニジアにおいて、ENSTAB が位置し、機構が産学連携の拠点づくりとして 2005 年から整備を支援した「ボルジュ・セドリア・テクノパーク（BCTP）」内の研究所等 6 つの研究機関が、SATREPS を通じた筑波大学、京都大学、九州大学による支援を受けて、国内初となる学術機関とチュニジア企業（医薬品会社等）との間の産学連携共同研究協定を締結。将来的には日本企業とのビジネス提携も見込まれている。
- ・ **その他拠点大学への協力：**ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学（PAU : Pan African University）の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を通じ、2018 年度に修士課程修了生 78 名を、他の 4 拠点も含めた PAU 全体で初めてとなる博士課程修了生 19 名を輩出した。また、2018 年度は 39 か国 245 名（修士 126 名及び博士課程 119 名）が就学中で、アフリカの発展に貢献する高度人材育成を継続した。エジプト科学技術大学（E-JUST）では、226 名の工学修士・博士（2018 年度は 34 名）を輩出したほか、計 8 か国 28 名（2018 年度は 8 名）の留学生を受け入れた。

(3) 政府公約等への貢献

① アジアにおける産業人材育成

- ・ 2018 年日・ASEAN 首脳会議で発表された「産業人材育成支援 2.0」の政府公約（2018 年から5 年間で 8 万人育成）達成に向けて日本センターを中心に産業人材育成を継続し、2018 年度上半期で約 5,400 人を育成した。

② アフリカにおける産業人材育成

- TICAD VI の公約（2016 年～ 2018 年で 3 万人の産業人材育成）に対して、アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、2018 年度は8,489 人（2016 ～ 2018 年累計 69,767 人）を育成した。
- TICAD VI の公約「カイゼンを取り入れる工場等で生産性 30%向上」に関して、2018 年度にエチオピアで支援した企業は平均で 39%の生産性向上等を達成したほか、2018 年度に事業が終了したガーナでは、支援した 254 社の生産性が平均 37%向上した。
- ・ ABE イニシアティブの実績は (2) ②参照。

③ 西バルカン協力イニシアティブ

- ・ モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアで、域内各国の共通課題である中小企業振興に向けたメンター制度普及に係る技術協力の実施に加え、同事業の中で機構の支援を受けてセルビアで育成されたメンター（経営指導員）の協力や、年次会合でブルガリア中小企業庁の参加を得る等、域内連携促進に資する取組を行った。

④ パレスチナ「平和と繁栄の回廊」構想

- ・ 日本政府が提唱する「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦案件であるジェリコ農産加工団地（JAIP）の開発を支援した。投資家を呼び込むためのワンストップサービス、資金インセンティブの実施促進等を通じ、32 社とのリース契約が締結され、2018 年度は新規 6 社を含む累計 15 社が操業。また、河野外相による JAIP フェーズ 2 の除幕を踏まえて新たに「産業振興プロジェクト」を立ち上げ、JAIP の開発促進及びパレスチナの零細中小企業の経営能力向上支援を開始した。

(4) 海外直接投資の促進に向けた取組

- ・ **アジア投資環境情報セミナー**:機構主催、日本貿易振興機構(JETRO:Japan External Trade Organization)、中小機構、国際機関日本アセアンセンター後援でベトナム・ミャンマーの投資セミナーを開催した。民間企業、コンサルタント、政府関係機関等から 200 名以上の参加を得て、機構の海外直接投資促進アドバイザーが各国のビジネス環境や市場の最新情報を提供した。
- ・ モンゴル日本センターでは日本企業関係者約 80 名の参加を得て「モンゴルビジネスセミナー & 企業マッチング」を東京及び大阪で開催し、商談会の結果、モンゴル企業 1 社の納入契約が内定し、その他 3 件が商談継続している。ウズベキスタン日本センターでは日本企業関係者約 100 名の参加を得て「ウズベキスタンビジネス交流セミナー」を東京で開催し、84%の参加者が「セミナーがとても役に立った、少し役に立った」と回答した。
- ・ エチオピア産業政策対話における機構の主たる C/P であるエチオピア首相府のアルケベ大臣が旭日重光章を叙勲した。同大臣の来日にあわせ、日本企業向け投資セミナーを開催し、58 名の参加を得た。また、伊藤忠商事との連携による繊維産業セミナー、日系自動車製造企業からの情報提供を得た自動車セミナーを開催し、日本企業から見たエチオピアの魅力と今後の外資企業との連携に向けた方策をエチオピア政府と協議した。

(5) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 9「強靱（レジリエント）なインフラ構築，包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に資する案件を，既述のとおり，特に裾野産業育成，投資促進，イノベーションの礎となる教育・研究活動の推進等に係る協力を通じて，アジア・アフリカ地域を中心に多数実施した。
- ・ SDGs 達成に資する観光開発協力のあり方について，2017 年 1 月に協力覚書を締結した国連世界観光機関（UNWTO：UN World Tourism Organization）と共同で調査を行い，観光開発が SDG ゴール 8, 12, 14 だけでなく，全ての SDGs に貢献することを明らかにするとともに，その効果測定，モニタリング手法を確立した。また，当該手法を国際基準にすることを目的とした観光開発効果測定ツールキットの作成に着手した。

(6) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 既述のとおり，アフリカ地域の中小企業・起業家支援に係る調査を通じ，イノベーション創出の源泉となるスタートアップ企業の資金調達手段が極めて乏しいことが判明した。同地域の起業家・中小企業を包括的に支援する枠組みを引続き検討していく予定である。

No.1-5 農林水産業振興

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
小農による市場志向型農業の推進（SHEP アプローチ等）に係る展開国数及び研修実績数	展開国数	20 か国 ²⁷	13 か国 ³⁰
	研修人数・技術指導者	1,300 人 ²⁸	2,730 人
	小規模農民	3 万人 ²⁹	17,913 人
FVC に関連する事業の数（新規）	4 件	7 件	5 件 ³¹

(1) フードバリューチェーン（FVC：Food Value Chain）の改善や農産物の付加価値向上に向けた具体的な施策の実施状況

- **ASEAN-JICA フードバリューチェーン**：日 ASEAN 技術協力協定の締結を見据え，同協定締結後の迅速な案件形成・実施に資するべく，機構イニシアティブの下，ASEAN 事務局と累次の協議を重ねて FVC 事業構想案を起草した。同構想案は質が高く安全な輸出志向型の FVC の開発を目的に掲げ，ASEAN 事務局と協働で① ASEAN-GAP，②動植物検疫（SPS：Sanitary and Phytosanitary），③官民連携による広域食産業クラスターの開発を柱とし，日本と ASEAN との経済協力の新たな形を示すものであり，第 17 回 ASEAN+3 農林大臣会合（AMAF+3）特別高級実務者会合（特別 SOM-AMAF+3）にて ASEAN 加盟国から賛同を得た。同構想に基づく事業の実施により，FVC が構築・強化され，貿易の円滑化・促進を通じた経済統合及び安全・安心な農作物の流通，ひいては

²⁷ TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

²⁸ 同上

²⁹ 同上

³⁰ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正。

³¹ 第 4 期中期計画策定時に集計した前中期目標期間の当初 4 年間の（2012-2015）実績は，17 件

農民の生計向上に寄与することが期待される。また、ASEAN 地域に特化した FVC に係る課題別研修を実施するとともに、「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査」を開始し、同構想に資する技術協力プロジェクトの形成に向けた調整を進めた。

- ・ 上記のほか、FVC の改善や農産物の付加価値向上を目的として、新規にブラジル穀物企業を対象とした海外投融資契約への調印、タイの地元産品の収穫後管理及び地域開発を目的とした専門家派遣、サブサハラ・アフリカや中南米地域を対象とした情報収集・確認調査 2 件を開始した。また、ミャンマーでの FVC 開発支援に係る調査・協議を踏まえ、同国政府からの技術協力プロジェクトの要請につながったほか、FVC に資する民間連携事業を 7 件推進した。

(2) 小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) アプローチの展開

- ・ 機構のケニアでの技術協力事業により開発した、「作って売る」から「売るために作る」への農家の意識変革及び営農・栽培技術向上を通じて農家の園芸所得向上を目指す SHEP アプローチに関し、アフリカ英語圏・仏語圏向けに開催した国際ワークショップ (11 月にセネガル, 2 月に南アフリカで開催) 及び課題別研修の在外補完研修 (11 月にマラウイ, 2 月にケニアで開催) に、国際機関や民間企業・団体を招へいし、SHEP の活動内容・現場を紹介した。また、国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations), 国際農業開発基金 (IFAD : International Fund for Agricultural Development) 等国際機関の本部・地域事務所の幹部に複数回にわたり SHEP アプローチを説明した。その結果、SHEP の国際的な知名度が向上し、レソトでの IFAD 事業への SHEP 導入や、FAO が運営するナレッジサイトへのコンテンツ掲載等が IFAD, FAO から提案され、実現に向けて調整中である。
- ・ 機構は、農家の自立・成長を目的として東アフリカ等を中心に農産物取引、農業資材販売、食品製造販売を広く展開している ETG 社及び同社への出資参画を通じて同地域での食農分野での事業拡大を目指す三井物産と連携協力に関する覚書を締結した。同覚書に基づき、機構は ETG 社の普及員に SHEP アプローチを紹介した。また、マリやナイジェリアで事業を展開する笹川財団の事業との連携に係る検討を進めた。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」に資する取組を、特に FVC の改善や農産物の付加価値向上、SHEP アプローチの推進等に係る協力を通じて、ASEAN・アフリカ地域を中心に実施した。
- ・ 特に、SHEP アプローチの導入を通じて、ケニア、エチオピアでは、各農家が主体的に農業経営を行うようになり、所得の向上 (エチオピアのパイロットエリアで 37%向上)、住宅環境の改善、子どもの教育機会の改善等につながったほか、ジンバブエ、ルワンダ、エチオピアでは農家女性の経営参画が促進され女性のモチベーションアップに貢献した。エチオピアではプロジェクトに参加した女性の 87%が収入向上に成功している。また、フィリピンでは、野菜の流通改善を通じて、販売先がなく廃棄されていた農産物の販売を促進し、食品ロスの減少にも貢献した

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ アフリカ発の SHEP アプローチを全世界で展開すべく、SHEP アプローチをネパールで実施中の技

術協力事業で導入したほか、パキスタンの技術協力事業、中南米向けの課題別研修での導入に向けた検討・準備を開始した。各地域の現状・特徴に十分留意しつつ、SHEP アプローチの拡大に向けて引き続き取り組んでいく予定である。

No.1-6 公共財政管理・金融市場等整備

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
財政運営及び金融に係る研修実績数	328 人 ³²	393 人	319 人

(1) 健全な政府財政や金融市場等の基盤実現や開発途上地域の国内資金動員の実現に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **公共財政管理及び金融分野の課題別研修**：各地域のニーズに対応し、国内関係省庁や国際機関と連携し、金融分野では 7 コース（金融政策・中央銀行業務、金融規制監督、アジア地域証券取引所整備（アジア、ミャンマー向け）、アセアン地域債券市場整備、NIS 地域金融システム安定化及び中小企業育成支援策、南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化）、公共財政管理分野では、国税庁、財務省関税局や世銀と連携し、6 コース（国際税務行政（上級・一般）、アジア国際課税、税関行政（全世界、中南米）、公共財政管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム（世銀連携））を実施した。アジア地域証券取引所整備をはじめ一部のコースでは、参加者の出身国で実施中の技術協力と連携して企画・実施することで事業効果の拡大を図った。
- ・ **ミャンマー中央銀行支援**：無償資金協力で整備したミャンマー中央銀行基幹システムの利用促進や適切な運用に向けた支援を継続し、利用実績の拡大が見られつつあるほか、同システムの機能拡充に向けた無償資金協力の G/A を新たに締結した。これにより同国の市中金融機関の IT 化や決済ニーズの多様化への対応強化が期待される。
- ・ **資本市場整備支援**：ミャンマーでは、金融庁及び関係機関が機構専門家とともに「ミャンマー資本市場活性化支援計画（LIST：Listing + Investment Strategy and Timeline）」を 2018 年 1 月に策定し、上場企業数の増加や投資家層の拡大、証券監督当局の能力強化に向けた支援を拡充し、黎明期の資本市場の成長を目指している。また、モンゴル「資本市場監督能力向上プロジェクト・フェーズ 2」、ベトナム「株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」を開始した。これら支援を通じて各国当局からは当該国の市場育成に向けた制度や環境整備が進展することが期待されている。
- ・ **ミャンマー保険市場の育成**：2012 年に民間への自由化が認められたばかりの同国保険市場で、今後の外資開放を含むさらなる自由化を控えるなか、計画的かつ適切な市場インフラや制度整備を図るため、金融庁及び関係機関が機構専門家とともに、「ミャンマー保険支援計画（COMPASS：Comprehensive Map of Proactive Assistance）」を 6 月に策定した。また、4 月からは「ミャンマー保険セクター育成プロジェクト」を開始し、同計画に基づく支援を推進している。これら支援を通じて、ミャンマー側のみならず日本側関係者からも同国保険市場の発展に向けた自由化の道筋が整備されるとともに、適切な制度・環境整備が進展することが期待されている。
- ・ **アジア地域の税務行政支援**：徴税強化に向け、各国の発展段階や置かれた環境に基づくニーズにき

³² 前中期目標期間実績（2012-2015）平均

め細やかに対応し、2017 年度以降新規に支援を開始したラオスやミャンマーでは、税務調査能力向上や付加価値税（VAT：Value Added Tax）法改正検討に係る支援を実施した。また、2018 年度に終了した対インドネシアの技術協力プロジェクトにおいては、二重課税を解決する相互協議（MAP：Mutual Agreement Procedure）の促進や担当部署の設置等、同国の投資環境整備に貢献した。

- ・ **ASEAN 連結性向上に向けた支援**：無償資金協力により、ミャンマーのヤンゴン及びティラワで 2016 年に稼働開始した同国通関システム（MACCS：Myanmar Automated Cargo Clearance System）に関し、タイと接するミヤワディ国境への展開を支援した。関係各省との調整や必要な手続き及びシステムの整備支援を通じ、6 月に稼働が開始された。これにより同国をはじめ域内の貿易円滑化や連結性の向上が期待される。
- ・ 資源国の財政管理能力強化：パプアニューギニア「資源収入管理能力向上プロジェクト」を11 月より開始した。国際的なイニシアティブである「採取産業透明性イニシアティブ（EITI：Extractive Industries Transparency Initiative）」に準拠した資源収入の透明性の確保及び管理の改善が今後期待される。
- ・ **ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）による貿易円滑化推進**：これまで円借款による施設建設、技術協力による運用マニュアルの作成や稼働に向けた手続き調和化等の支援を行ってきたナマンガ国境（ケニアータンザニア間）で、OSBP が正式稼働し、12 月に両国大統領の臨席のもと公式の開所式が行われた。今後同国境を通過する貨物の通関所要時間の大幅な削減が期待され、域内のさらなる貿易円滑化を通じた TICAD VI の行動計画実現が期待される。またこれまで開発した OSBP にかかるマニュアル普及促進に向けたセミナーのほか、国境取り締まりに係る研修も実施した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ターゲット 8.10「国内の金融機関能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融アクセスを促進・拡大する」に資する案件として、ミャンマーで近年増加するモバイル決済等決済サービスの多様化に対し、既述のとおり、無償資金協力・技協協力による中央銀行支援を通じた金融サービスアクセス改善に取り組んだ。
- ・ SDGs ターゲット 8.a「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する」に資する案件として、既述のとおり、通関システムを含む ASEAN 諸国に対する税関分野能力向上や東部アフリカ地域での OSBP 推進を通じた貿易円滑化に向けた支援を実施した。
- ・ SDGs ターゲット 17.1「課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源動員を強化する。」に資する案件として、既述のとおり、アジア地域を中心に徴税能力向上に向けた支援を実施した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 公共財政管理・金融市場等整備分野に係る支援は、その性格上、実施に当たり本邦関係省庁の知見や経験をリソースとして活用することが多いが、当該分野に係る支援ニーズが地域を問わず高まる中、我が国の技術協力を担える民間支援人材の能力向上やすそ野拡大が求められる。今後、能力強化研修や説明会等の場における同分野支援状況などの共有を通じ、人材の発掘に努める。

3－3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

持続的な経済成長の基礎の形成に取り組む事業には、開発協力大綱でも重点課題として掲げている強靱性、持続可能性、包摂性を兼ね備えることが重要。過去の事業の評価から得られる教訓も活用しつつ、日本政府と共に、相手国政府の関係機関との協議等を通じ、相手国のニーズに合致した事業が戦略的に実施されることを期待する。その際、限られたリソースがより有効に活用されるよう、他事業との連携や、成功事例の別地域での展開等、創意工夫ありたい。（2017 年度主務大臣評価報告書、No.1「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保」）

<対応>

強靱性、持続可能性、包摂性を兼ね備えた事業を、過去の事業評価から得られた教訓も活用しつつ、他事業との連携や、成功事例の別地域での展開等に留意しながら実施した。具体的な例として、都市・地域開発分野では、ネパール地震（2015 年）やフィリピン高潮災害（2013 年）の復興支援経験を踏まえ、9 月にインドネシア中央スラウェシ州で発生した地震津波災害からの復興支援では、被災者の生計再建支援を技術協力事業の活動に含めたほか、本邦自治体関係者による東日本大震災からの復興経験共有セミナーをインドネシアの被災地等で開催した。道路分野では内閣府戦略的イノベーション創造プログラムとの連携の下、道路アセットマネジメントプラットフォームを立ち上げ、日本国内の経験・知見や開発途上国で実施されている技術協力プロジェクトの成果・経験を集約、相手国のニーズに合致した事業が実施できる体制を構築した。エネルギー分野ではバングラデシュでの省エネルギーに係る政策・制度の構築と金融支援を組み合わせた成功事例を踏まえ、エジプトにおいて類似の包括的な案件に取り組んだほか、ケニア・オルカリヤ地熱発電所で、データシステムの設計と調達を UNIDO、同システム活用のための技術協力を機構が実施した。民間セクター開発分野では、カイゼン年次会合において広く成功事例や知見を共有したほか、アフリカ開発銀行（AfDB）や国際農業開発基金（IFAD）の事業を通じたガーナでのカイゼン普及展開、フランス開発庁（AFD）や国連開発計画（UNDP）の事業を通じたカメルーンでのカイゼンの普及展開など、個別事業での他ドナー連携を推進した。農林水産業振興分野では、アフリカでの事業経験を踏まえた SHEP の他地域への展開や FAO、IFAD、国連世界食糧計画（WFP）との連携を推進したほか、ASEAN 事務局と協働で ASEAN-JICA FVC の事業構想を取りまとめ、ASEAN 加盟国から賛同を得て承認された。公共財政管理・金融市場等整備分野では、ミャンマーで金融庁の協力及び本邦保険業界団体・個社との連携を踏まえ保険市場育成支援を実施中であるほか、アフリカで世界税関機構（WCO）と連携し、東部地域において税関分野の人材育成に実績を上げた指導者養成プログラム（マスター・トレーナー・プログラム（MTP））の手法をいかし、南部・西部アフリカでも MTP を開始した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：一部の指標は目標水準を下回っているものの、他の指標は目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保に貢献した。特に、① TICAD VI 等公約への貢献（ABE イニシアティブ目標値達成支援）、②本邦企業の海外展開（官民連携事業の推進に資するラオス国際旅客ターミナルビルの拡張等、ABE イニシアティブ修了生による本邦企業現地販売代理店事業）、③協力成果の相手国政府による承認（バングラデシュ全国デジタル地図、モザンビーク電力マスタープラン閣議承認）等、特筆すべき成果をあげた。

ア 都市・地域開発

○ 持続可能な都市・地域開発に貢献する M/P 等を 5 件作成（①人々のライフスタイルや価値観を重視

したまち作り（スリランカ）、②公共交通志向型都市開発（コンゴ民、タンザニア）、③都市と地域の均衡ある発展（ブータン、モンゴル等）、④地域コミュニティを基盤としたまち作り（タイ）。

- 初の全国デジタル地形図【③】：機構の 20 年以上にわたる協力を経て、技術・資金不足で正確な全国地図を作成できなかったバングラデシュにて、同国政府念願の近代測量に基づく全国デジタル地形図の完成を支援。これまで公共事業ごとに行っていた測量経費の大幅削減や自然災害への迅速な対応実現が期待される。

イ 運輸交通・ICT

- ITS 導入の高速道路が開通（ベトナム）、持続性の高い都市鉄道システム構築に向け、都市鉄道基幹交通網の運営・維持管理を向上（ミャンマー、ベトナム、フィリピン）。港湾や空港の運営・維持管理体制を強化（カンボジア、ミャンマー、バングラデシュ港湾、ラオス及びモンゴル国際空港）。
- ◎ インフラシステムの輸出【①、⑤】：ラオスの玄関口であるビエンチャン国際空港にて、増大する航空旅客需要に対応した国際線旅客ターミナルビル拡張等を支援し、引渡式を開催。本事業は、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化（官民連携）事業であり、機構はラオス公共事業運輸省及び本邦企業関係者に対して必要な支援を実施した。
- ◎ 自治体・民間企業との連携による ICT 人材育成【⑤】：労働人口の減少が進む日本の地方部と、若年層を豊富に擁し就労先が不足するバングラデシュ双方の課題解決を目的とし、宮崎県、宮崎大学、地元の民間 IT 企業等との連携の下で技術協力プロジェクトを実施。これまで累計 116 人の技術者が育成され、うち 66 人が日本（15 人が宮崎県）の企業から内定を受け、日本の地方の労働力確保に貢献。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- 質の高いエネルギー分野研修 410 名、うち資源の絆プログラムで 14 名受入。電力開発新規計画 4 件策定。
- 地熱開発の試掘実施準備（エチオピア、ジブチ、ニカラグア）、IOT を活用した地熱発電所の運営・維持管理に係る人材育成（ケニア電力公社、UNIDO、機構で協力覚書署名）を実施。資源の絆プログラムで日本国内産学官ネットワークを強化し、本邦企業等でのインターンシップ 11 件実施。
- ◎ 電力マスタープランの承認【④】：ピーク時の電力需要に対応できず停電が頻発しているモザンビークにて、適切な需要見通しとエネルギー供給計画に基づく電力開発マスタープランを策定。同プランはモザンビーク政府の高い評価を得て、その全章が閣議で承認され、今後 25 年間の同国エネルギー開発の長期ロードマップとなった。
- ◎ 地方電化【②】：ブータンで 2005 年に作成した実効性の高い地方電化計画を踏まえて円借款「地方電化事業」を実施した結果、対象地域 10 県の農村部で 16,241 世帯の電化を達成し、農村電化率が事業実施前の 56.3%から事業完成時には 97%へと大幅に改善したことが確認された。

エ 民間セクター開発

- 貿易・投資促進、経済特区開発等に係る協力数 95 件。アジア地域にてサプライチェーン構築支援を通じて、投資新興・産業振興を推進。アフリカカイゼン年次会合を開催し、生産性推進機関のネットワーク化を推進、中小企業・起業家支援プラットフォームの設置によりアフリカ起業家を支援。
- ◎ ABE イニシアティブ【①、⑤】：TICAD VI 公約（2016 年～ 2018 年に 600 名）に関し、目標値を 146 名上回る形で達成。修了生が本邦企業によるアフリカへのビジネス展開の水先案内人として活躍（例：本邦企業の現地販売代理店事業の開始、機構民間連携事業の現地パートナーとして日本製品の普及に貢献）。
- ◎ アフリカにおける高度人材育成【②】：機構が設立を支援したチュニジアの大学で初の卒業生が誕生。若年層の失業率が 35.8%（2017 年）で、若者の高い失業率への不満のデモが 2011 年の「アラブの春」の発火点ともなったチュニジアで、同大学卒業生の約 8 割が即戦力として民間企業等に就職。ま

た、同大学が所在するテクノ・パーク内の研究所にて SATREPS 等を通じた支援を行い、学術機関の研究成果が民間事業に有効活用されてこなかったチュニジアにおいて、国内初となる学術機関とチュニジア企業 5 社との間の産学連携共同研究協定締結に貢献。

- ◎ **アフリカにおける産業人材育成【①】**：TICAD VI の公約（2016 年～ 2018 年で 3 万人の産業人材育成）に対して、アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、2016 年～ 2018 年で累計 69,767 人を育成し、公約目標値を上回る支援を実現。
- ◎ **カイゼンによる生産性向上【①】**：TICAD VI の公約（カイゼンを取り入れる工場等で生産性 30% 向上）に対し、2018 年度に事業が終了したガーナでは、支援対象企業 254 社の生産性が平均 37% 向上した。
- ◎ **クラウドファンディングによる起業家向け資金調達支援【②】**：カンボジア日本人材開発センターの受講生で、アイデアや技術があっても自国内での資金調達が困難なカンボジア起業家に対して、日本センターを通じたクラウドファンディングによる資金調達を支援。機構も積極的な広報活動を展開した結果、全社目標を達成し、新たな資金調達の道をつけた。

オ 農林水産業振興

- **SHEP** アプローチに係る技術指導者 5,175 人、小規模農家 49,664 人育成。同アプローチをワークショップ等で国際機関・民間企業等へ発信。
- ◎ **ASEAN-JICA フードバリューチェーン（FVC）推進【②】**：日 ASEAN 技術協力協定の締結を見据え、同協定締結後の迅速な案件形成・実施に資するべく、機構イニシアティブの下、ASEAN 事務局と累次の協議を重ねて FVC 事業構想案を起草。日本と ASEAN との経済協力の新たな形を示す同案について、機構は ASEAN の農林水産分野高級実務者会合にて発表を行い、ASEAN 加盟国の賛同を得た。同構想に基づく事業の実施により、FVC が構築・強化され、貿易の円滑化・促進を通じた経済統合及び安全・安心な農作物の流通、ひいては農民の生計向上に寄与することが期待される。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- 金融分野 7 コース、公共財政管理分野 6 コースの課題別研修を実施。ミャンマーにて資本市場整備及び保険市場育成を支援。

<課題と対応>

「自由で開かれたインド太平洋」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の政策を踏まえつつ、また、2019 年度に開催予定の G20、TICAD 7 に向けて、事業の着実な形成・実施に加え、積極的に対外発信することで、国際的な援助潮流の形成に貢献する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

開発途上地域の経済成長の基盤及び原動力の確保に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 都市・地域開発

持続可能性分析を含む持続可能な都市・地域開発に貢献するマスタープランを、スリランカ、コンゴ民主共和国、タンザニア、ブータン、タイの 5 カ国において新たに策定した。具体的には、遺産地区が世界文化遺産に登録されているスリランカ・キャンディ都市圏では、現地関係者から丁寧にニーズをくみ取った上で対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりを推進したほか、コンゴ民主共和国及びタンザニアでは、公共交通指向型都市開発を考慮したインフラ整

備計画に取り組み、タイでは対象都市の周辺自治体や地元の関係者とも協議しつつ、都市ごとの個性やニーズを踏まえた都市開発計画を策定した。これらの取組を通じて機構は、持続可能な都市・地域の実現に貢献したと評価される。

特筆すべき成果として、バングラデシュにおいて、機構が 20 年以上にわたり国土地理院の専門家をバングラデシュ測量局へ派遣する等の技術協力を実施した結果、バングラデシュ初となる近代測量に基づく全国デジタル地形図が完成し、測量経費の大幅削減や自然災害への迅速な対応に貢献したことは、機構の継続的な取組が結実した成果として評価される。

2. 運輸交通・ICT

都市化の進んだ地域の居住環境の改善に向けた取組として、ベトナムで開通したダナンークアングアイ高速道路において、日本の ITS（高度道路交通システム）設備を導入することで交通渋滞緩和や物流の円滑化に貢献した。また、日本政府の「戦略的イノベーション創造プログラム」の「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」事業との連携として、岐阜大学とザンビア大学間の技術交流に関する MOU 締結支援を行ったほか、同事業で開発された日本の道路インフラ点検・モニタリング技術、補修技術をバングラデシュ、ケニア、フィリピンにおける機構の技術協力プロジェクトを通じて試行導入することにより、道路アセットマネジメントの包括的支援に取り組んだ。

持続性の高い新たな都市鉄道システムの構築に向けた取組として、インド高速鉄道支援において研修や専門家派遣等の多角的な支援を通じて詳細設計、技術基準策定、実施機関の組織整備及び人材育成に取り組んだほか、ミャンマー、ベトナム、フィリピンで技術協力による人材育成等を通じて都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理の向上に貢献した。

物流・交流拠点となる港湾や空港の運営・維持管理体制の強化を、ラオス、モンゴル、東ティモール、タンザニア、カンボジア、バングラデシュ等で資金協力と技術協力を通じて実施した。特に機構が円借款等を通じて支援したラオス・ビエンチャン・ワッタイ国際空港が、ラオス公共事業運輸省と本邦企業関係者間のコミュニケーションの円滑化等の側面支援に機構が取り組んだこともあり、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業となったことは、日本社会への還元が見られた成果として評価される。

安定した情報通信サービス提供のための ICT 整備に係る取組として、宮崎市、宮崎大学、地元の民間 IT 企業等との連携のもとで、日本市場を念頭に置いた ICT 人材育成プログラムのモデルづくりや情報処理技術者試験の普及など、バングラデシュ・コンピュータ評議会による人材育成関連事業の実施能力向上を行った結果、累計 116 人の技術者が育成され、うち 66 人が日本（15 人が宮崎県内企業）から内定を獲得したことは、労働人口の減少が進む日本の地方部と、豊富な若年層の就労先が不足しているバングラデシュ双方の課題解決に資する成果として評価される。

3. 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

安定的で質の高い電力へのアクセス向上に向けた取組として、ケニア、マラウイ、セネガル、コートジボワール、ベナンにおいて電化率向上／電力供給安定化に資する案件形成のための調査を、本邦企業の持つ強みも考慮しつつ実施したほか、ウズベキスタン、パキスタン、バングラデシュ、エジプト、パラオ等において電力システムの高効率化に資する支援を行った。また、アンゴラ、モザンビーク、ナイジェリア、スリランカ、パラオ、ミャンマーにおいて電力開発マスタープランを策定し、とりわけモザンビークに関しては、機構が適切な需要見通しとエネルギー供給計画に基づき策定した電力開発マスタープランが、先方政府の高い評価を得て閣議決定され、その全章が今後 25 年間の同国のエネルギー開発の長期ロードマップとなったことが、相手国政府から高い評価を得て同国の開発政策に大きな影響を与えた成果として評価される。

TICAD VI への貢献として、ケニアでは IoT を活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について協力覚書に署名したほか、エチオピア、ジブチ、ニカラグアで試掘実施に向けた準備を実施したことに加え、タンザニアにおけるガス火力発電に係る案件形成や、エチオピア、コートジボワールにおいてアフリカ地域の電化に資する調査を実施した。

開発途上地域の資源分野の人材を育成するために 2013 年度から実施している「資源の絆プログラム」を通じて新たに 14 カ国 14 名の留学生を受け入れた。同プログラムでは、帰国研修員が配下の職員を自国の財源を用いて自身の受入大学に留学生として派遣するなど、途上国と日本側受入大学の関係構築も具体的な成果として発現している。

その他の特筆すべき事項としては、機構が 2005 年に作成した実効性の高い地方電化計画に基づき、円借款を通じて農村部 16,241 世帯の電化に取り組んだブータンにおいて、農村電化率が事業実施前の 56.3%から 97%へと大幅に改善したことが同事業の事後評価を通じて確認されたことは、マスタープランの作成から事業実施まで継続的に支援した機構の取組が導いた大きな成果として評価される。

4. 民間セクター開発

アジア地域における投資促進・産業振興として、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、インド等で本邦・現地企業間のリンケージ強化に向けたサプライチェーン構築を支援した。特に、ベトナム日本センターが実施する日本の経営に関する経営塾コースが人気を博し、2009 年開始時の年間 1 コース 16 名から、同 4 コース 120 名に拡大したり、受講者であるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構と共催で CEO 商談会を実施したところ、参加者の過半数が一定の合意に至るなど活発な商談が行われたほか、モンゴルやミャンマーの日本センターでも同様の商談会を実施したりしたことは、現地企業の能力向上のみならず本邦企業への還元効果も有する成果として評価される。

アフリカ・カイゼン・イニシアティブ等の取組として、TICAD VI の公約（カイゼンを取り入れる工場等で生産性 30%向上）に対して、2018 年度にエチオピアで支援した企業は平均で 39%の生産性向上等を達成したほか、2018 年度に事業が完了したガーナでは、支援した 254 社の生産性が平均 37%向上し、公約の達成に貢献したこと、またアフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、アフリカにおける産業人材育成人数は、TICAD VI の公約（2016 年～2018 年で 3 万人）を大きく上回る累計 69,767 人に達したことなどは、日本政府の公約・政策実現に貢献する成果として評価される。

高度人材等育成機能強化に向けた取組として、Innovative Asia や SEED-Net 等の事業を通じて本邦とアジアの大学間のネットワークを強化しつつ取り組んだほか、アフリカにおいてはチュニジアで機構が設立を支援した理工系大学で初の卒業生が誕生し、SATREPS を通じて同国初の産学連携共同研究協定を締結した。特筆すべき事項としては、ABE イニシアティブを通じて 2018 年度末までにアフリカ 54 カ国累計 1,219 名に対して本邦大学院での修士課程及び本邦企業でのインターンシップの機会を提供し、TICAD V の政府公約（2014 年～2018 年に 1,000 名）を 219 名上回る形で達成したほか、ABE イニシアティブの修了生の中から、本邦企業がアフリカにおけるビジネスを展開する際の水先案内人として活躍する者もでてきており、また、2025 国際博覧会の大阪・関西誘致プレゼンテーションで修了生が日本代表プレゼンターとして登壇したこと等は、日本政府の公約・政策実現に大きく貢献し、かつ日本社会への還元が見られた成果として評価される。

5. 農林水産業振興

小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチを 14 カ国で展開し、5,175 名の技術指導者及び 49,664 名の小規模農民を育成したことに加え、アフリカ英語圏・仏語圏向けに国際ワークショップ等を開催した。フードバリューチェーン（FVC）の改善に向けた具体的な施策として、ASEAN 地域に特化した FVC に係る課題別研修を実施するとともに、情報収集・確認調査を実施したほか、FVC 事業構想案を ASEAN 事務局との累次の協議を重ねて起草し、ASEAN 農林水産分野高級実務者会合にて ASEAN 加盟国の賛同を得たことは、同地域の貿易の円滑化・促進を通じた経済統合及び安全・安心な農作物の流通、農民の生計向上に資する成果として特筆すべきと考えられる。

6. 公共財政管理・金融市場整備

金融分野 7 コース、公共財政管理分野 6 コース（世銀、国税庁連携含む）の課題別研修を実施した。ミャンマーやモンゴル、ベトナム等において日本の知見を活用した証券市場整備等の金融分野に関する支援を実施したほか、無償資金協力によりミャンマーに供与した通関システムを、タイと接するミヤワディ国境へ展開することを支援した。アフリカ地域においては、機構がこれまでに開発したワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）に係るマニュアルの普及促進に向けたセミナーや研修を実施した他、ケニア・タンザニア間のナマンガ国境で機構が支援した OSBP が正式稼働した。

以上のとおり、定性的な実績として、「自由で開かれたインド太平洋」推進にも資する顕著な成果を上げていることが評価される。定量指標については①Innovative Asia 公約達成のための育成人材数

が目標値（70 人）を 137%上回る 166 人となったこと、②ABE イニシアティブ公約達成のための育成人材数は単年度では目標値（135 人）を 12%下回る 119 人であるものの、前年度大幅（約 2 倍）に目標を達成したことにより TICAD V の政府公約（2014 年～2018 年に 1,000 名受入）は目標値を 219 名（22%）上回る形で達成していることから、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。以上から、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

持続的な経済成長の基礎の形成を支援するため、強靱性、持続可能性、包摂性に留意しつつ、業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているような、類似事業間での経験・知見の共有や、クラスター/サブクラスターを基としたアプローチの強化、公共財政管理・金融市場等整備分野の技術協力を担える人材の発掘等に取り組むことを期待する。その際、「自由で開かれたインド太平洋」等の政策への貢献や G20、TICAD 等の国際イベントの機会を見据えた着実な事業形成・実施にも留意ありたい。また、有識者からの意見に記載されているように、事業に対する目標設定や、予算管理体制の甘さに疑いをもたれないよう、適切・効果的な事業実施に努めることを期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・例えば「アフリカにおける人材育成」で、当初の 3 万人の目標に対して、大幅に上回る約 7 万人を達成したとあるが、目標を達成したことは評価できるものの、目標管理と予算管理のマネジメント面では、気になるところである。この「人材育成」にかぎらず、他の事業でも目標を大幅に上回る成果が随所に記載されていることを見ると、事業に対する組織としての目標設定や、予算管理体制の甘さ、体質があったのではないかと懸念するところである。つまりプラス面がある反面、他の事業では、目標を下回る達成度合いや予算の執行状況が相当程度あり、過去は結果として、プラス・マイナスがゼロになっていたという見方は、否定できないかもしれない。

・No.1～No.7 の事業関係の項目については、いずれもその成果は高く評価できるものとする。具体的には、No.1 においては、バングラデシュにおけるデジタル地形図の完成支援やアフリカ各国における約 7 万人の産業人材育成などは、2018 年度の成果であるとともに、今までの機構の取り組みが成果として発現した結果とも言える。2018 年度 S 評定となった項目も A 評定となった項目の各事業についても、引き続き顕著な成果を達成すべく取り組んでいただきたい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 30 年度開発協力重点方針，国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン，国際保健外交戦略，平和と健康のための基本方針，国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針，日本の教育協力政策，平和と成長のための学びの戦略，持続可能な開発のための教育，新水道ビジョン，TICAD VI ナイロビ宣言，持続可能な開発目標（SDGs）実施指針，未来投資戦略 2018，自由で開かれたインド太平洋構想
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度，難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度外務省政策評価事前分析表 30-VI-1 経済協力 平成 30 年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力，0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年 ³³	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	130 万人 ³⁴ (2016-2018)	44 万人	44.3 万人	44.7 万人			
学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	1,000 万人 ³⁵ (2017-2021)	350 万人	324 万人 ³⁶	498 万人			
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			18,080	20,554 ³⁷			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)，中期計画：1. (2)
年度計画 1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化 「平和と健康のための基本方針」，「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」及び「UHC東京宣言」等にも貢献するため，健康危機への準備態勢強化を含めたUHCの実現や非感染症対策の強化に向けた事業を実施する。 - 特に，第三国と連携した国際研修を実施するとともに，国際会議等で優良事例を発信する。また，

³³ 2018 年度計画における目標値

³⁴ 日本政府公約である TICADV I の達成目標を基に，機構貢献分を 65%として想定して設定する。TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 200 万人

³⁵ 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均 200 万人 / 年

³⁶ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正

³⁷ 暫定値

効果的な非感染症対策策を実施するための保健システム強化や人材育成に引き続き取り組む。

イ 感染症対策の強化

- ・ 感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を実施するほか、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守を促進する。加えて、突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行う。
- ・ 特に、アフリカ地域では、アフリカ疾病予防管理センターと連携し、地域ラボやサーベイランスネットワークの強化等を支援する。また、実施中の技術協力事業や留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る人材育成、IHRの履行状況等に係る合同外部評価への専門家派遣等の「世界保健安全保障アジェンダ」との連携を強化する。

ウ 母子保健の向上

- ・ 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた支援に取り組む。
- ・ 特に、母子手帳を活用した技術協力事業の質の向上に向け、母子手帳国際会議を通じた各国の持つ知見の共有を支援する。
- ・ 世界保健機関（WHO）とともに、母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて国際会議等で内容を周知するとともに、各国のニーズに応じた国内ガイドライン策定を支援する。

エ 栄養の改善

- ・ 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、本邦企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善に向けた事業を実施する。また、アフリカにおいては「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」を推進し、栄養改善に向けた分野横断的な事業に取り組む。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」では、参加企業の増加に向けて広報活動の強化等に取り組むとともに、機構の民間提案型事業への応募勧奨を行う。
- ・ IFNAに公式に参加表明した全ての国において、当該国によるIFNAを通じた取組方針（ICSA：IFNA Country Strategy for Actions）の策定を支援する。また、2019年のG20及びTICAD VIIでの事例発表を見据えつつ栄養改善事業に取り組む。

オ 安全な水と衛生の向上

- ・ 安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、アジア地域における上水道事業及び水道事業体の経営改善に係る支援を強化する。具体的には、制度整備等のガバナンス強化を含む技術協力事業や留学制度を活用した事業、及び自治体との連携強化等を通じた日本の知見の活用を通じ、開発効果のスケールアップに取り組む。
- ・ アフリカ地域の都市化に対応した都市給水やサブサハラ・アフリカの村落部を対象とした安全な水へのアクセス改善のための事業を実施する。
- ・ 東京で開催される国際水協会世界会議において、大都市における効果的な水利用・水資源管理等に関する機構事業から得られた知見等を発信する。

カ 万人のための質の高い教育

- ・ 「平和と成長のための学びの戦略」にも貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に取り組む。特に、アジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及びノンフォーマル教育に係る事業を実施する。また、アフリカ地域では、子どもの読み書きや算数スキル向上のための事業を実施する。
- ・ インパクト評価の実施及びそこから得られたエビデンスの活用を通じて子どもの学びの改善を効果的に実現する方策を検討し、その結果を国内外に発信する。特に、国際的に評価の高い研究ネットワーク及び教育NGOとの連携を進め、シンポジウムの開催や基礎学力向上のための共同モデルの開発に取り組む。

キ スポーツ

- ・ 「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）」の取組にも留意し、外部関係機関等との連携を強化しつつ、日本の経験をいかした開発途上地域の体育科教育への支援や、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族間の緊張緩和及び平和の促進等に向けた支援に取り組む。
- ・ 特に、SDGsへの貢献を目指した新たな協力方針を策定するとともに、東京オリンピック・パラリンピック参加国の関係機関等の能力強化に貢献する。

ク 社会保障・障害と開発

- ・ 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を実施する。また、障害者の開発プロセスの参加促進に係る取組や、事業への障害の視点の組込を推進するため、機構事業関係者に対する研修を引き続き実施する。
- ・ 特に、インドネシアの社会保険実施能力強化やタイで高齢者のための地域包括ケアサービスの改善に向けた事業を実施する。また、アジアにおける高齢化社会への対応に向けたアジア開発銀行（ADB）との協力覚書に係る合同モニタリングを実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- ・ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（特に 3.8）関連）
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3, 3.d）関連）
- ・ 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal 3（3.1, 3.2）関連）
- ・ 栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.2）関連）
- ・ 安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal 6 関連）
- ・ 子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.1, 4.2, 4.5, 4.6, 4.7, 4.a 及び4.c）関連）
- ・ スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況（SDGs Goal 4 関連）
- ・ 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal 1（1.3），8（8.5, 8.8），10（10.4）関連）
- ・ 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal 4（4.5, 4.a），8（8.5），11（11.7）関連）

3-2. 業務実績

No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
UHC 実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	5 か国 ³⁸	8 か国	6 か国
保健政策に係る研修実績数	90 人 ³⁹	104 人	145 人
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	9 施設 ⁴⁰	32 施設	10 施設

³⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績

³⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁴⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(1) UHC 実現に資する保健システムの強化に向けた具体的な施策の実施状況

① 国際社会への貢献と情報発信

- ・ **第 3 回年次 UHC 財政フォーラム**：機構は、世銀等が開催する保健財政に関する国際会議である年次 UHC 財政フォーラムの技術諮問グループの一員として、フォーラム全体と財政のリスク軽減に係る会議の企画に貢献した。本年のテーマは「保健財政と公平性」で、約 400 人が参加した。
- ◎ **第 3 回患者安全サミット**：機構は、国及び国際機関のリーダーに患者安全の重要性を浸透させることを目的とした国際会議である患者安全サミットの閣僚級会合へ登壇し、患者安全の推進による UHC 達成と人間の安全保障の重要性、及び、その実践例として日本発「カイゼン」と「人間のお産」の各国・地域での具体的な成果発現例を共有し、学びあいを通じたグローバルなスケールアップの可能性を発信した。本サミットは、43 か国の閣僚や従来直接的な接点が少なかった国内外の患者安全の専門家等約 500 人が一堂に会する貴重な場であり、日本の取組としての 5S カイゼン手法を用いた患者安全や保健医療サービスの質向上が広く認知・評価された。また、厚生労働省等と協働して低所得国での患者安全やサービスの質向上の優良事例集（英文冊子）を作成して参加者に配布し、自国の取組への参考になるとの評価を得た。
- ・ **UHC 2030 運営委員会**：機構は、2030 年までに UHC 達成を目指す多数の援助機関、国際機関、市民社会等が参画する国際的なパートナーシップである UHC2030 の共同議長として、2018 年 6 月まで 1 年間にわたり委員会の議事運営を行い、2019 年国連 UHC ハイレベル会合に向けたグローバルな UHC の取組に係る決議とともに民間セクターの参画促進など UHC2030 の貢献策の具体化をリードした。
- ・ **第 2 回日独グローバルヘルスシンポジウム**：機構は、日独の政府、研究者、企業等のグローバルヘルス関係者による国際会議である日独グローバルヘルスシンポジウムのスピーカーとして登壇し、UHC 達成に関する日本とドイツの過去の取組が開発途上国に参考になること、UHC が国造り及び公平な社会づくりに関わる重要なイシューであることを発信した。本年のテーマは 2017 年の G20 から 2019 年の G20 に向けた日本とドイツの役割で、100 名以上が参加した。
- ・ **アフリカ健康ビジネスシンポジウム**：機構は、アフリカ健康ビジネスシンポジウムの基調講演に登壇し、UHC は国造りに関わるもの、均衡のとれた成長の前提、全国民に裨益するものであり、民間の参画が重要であることを発信するとともに、UHC 達成に向けた日本、ドイツ、タイ等の経験を紹介した。同シンポジウムはアフリカ内外の政府、国際機関、企業関係者など 52 か国より約 500 名が参加した。
- ・ **プライマリーヘルスケア (PHC : Primary Health Care) 国際会議**：機構は、世界保健機関 (WHO)、国連児童基金 (UNICEF) 共催の PHC 国際会議における「非常時における PHC」セッションに登壇し、日本の震災後の経験やエチオピア等でのコミュニティベースの感染症サーベイランスについて発信した。同会議は 120 か国、1,200 人の参加を得て、1978 年に採択された歴史的な「アルマアタ宣言」を再確認し、UHC 達成の重要な一步として PHC システム強化を誓約する「アスタナ宣言」が採択された。
- ・ **第 10 回アジア太平洋保健人材連盟ワークショップ**：機構は、アジア大洋州地域における政府、国際機関等による保健人材に関する国際会議であるアジア太平洋保健人材連盟ワークショップにて、保健人材に関する世界戦略「人材 2030」に関する会議に登壇し、アジア地域での保健人材育成の取組、特に保健人材戦略で最も重視すべき点として、現場の保健医療従事者がサービスを継続する

ためのモチベーション向上に向けた仕組みづくりの重要性を発信した。

② 日本政府の政策（準備段階を含む）への貢献

- **世銀 Human Capital Project**：世銀グループが「貧困削減と経済成長に必要な人的資本の蓄積には保健と教育への投資が重要」と提唱する Human Capital Project を推進する著名人からなる Human Capital Champion に、日本政府の推薦により唯一の日本人として当機構理事長が就任した。機構は、世銀総会登壇（10 月）、世銀とのハイレベル会合での意見交換（10 月）、GGG+ フォーラム登壇（12 月）を通じて、人的資本への投資の重要性と保健・教育・栄養分野の機構の取組を発信した。また、Human Capital Index の計測や研究に外部からの技術的知見を提供する Academic Council に機構国際協力専門員 2 名が参画し、同 Index に関する技術的助言を行った。
- ・ **G20 への貢献**：2019 年の G20 開催に向け、世界の有識者からなるグローバルヘルスに関する国際諮問グループによる政策提案書の作成に企画段階から参画し、電話会議（6 ～ 8 月）やラウンドテーブル会議（9 月）を通じて提案書の構成や内容について意見交換を行った。

③ 第三国等と連携した国際研修

- ・ **課題別研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」**：昨年度に続き、12 か国 14 名に研修を実施した。日本の UHC 達成に向けた知見・経験に加え、UHC に関する技術協力プロジェクトを実施中のタイ保健省から講師を招へいし、タイにおける制度設計や事業運営等、他国の具体的な経験も紹介した。
- ・ **タンザニア「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」**：昨年度に続き、技術協力を通じ育成された現地指導者や行政官の協力を得て病院のカイゼン（5S-KAIZEN）推進に係る指導者育成のための能力強化研修を実施し、4 か国（ウガンダ、ブルンジ、ケニア、ジンバブエ）の 8 名を含む累計 95 名の病院・保健省関係者を育成した。

④ 各国での具体的な事業

- ・ **ベトナム「診療報酬及び保険適用診療サービスパッケージ改善プロジェクト」**：保険を適用するサービスのパッケージを標準化するために、診療サービス、薬剤、病名等に割当てられた「マスターコード」の現状確認調査及び医療保険未加入者調査を実施し、未加入者調査の分析結果を基に、加入促進ツールを開発した。また、保健省、財務省、社会保険関係機関からなる医療保険制度に関する本邦研修を実施し、日本の制度及び経験を参考に医療保険制度改善のための行動計画を策定した。
- **ミャンマー「保健システム強化プロジェクト」**：電子データを用いた病院情報管理の向上に関し、病院から保健スポーツ省への電子データによる報告数が 22 件（協力実施前）から 97 件（中規模以上の公立病院全 85 か所をカバー）へと大幅に（約 4 倍）増加した。これにより、保健スポーツ省が病院整備、人員配置、サービス改善等の政策判断に病院情報を活用可能となった。またプロジェクトを通じた 5S カイゼンの取組が、プロジェクトの対象地域以外に波及し、計 5 か所の他州・地域に拡大し、医療従事者及び患者の満足度が向上した。
- **スーダン「プライマリーヘルスケア拡大支援プロジェクト」**：現任研修マニュアルの更新版を用いて約 600 名のコミュニティ助産師（CMW:Community Midwife）を養成し、養成された CMW が 700 件以上の分娩を介助した。また、コミュニティ管理の地域保健活動を推進し、対象の 10 のコミュニティのうち、7 つのコミュニティ内で自発的に診療拠点が整備された。5S に関しても対象 9 病院での取組が進み、例えば時に 1 時間を要したカルテ探しが、1 分程度で見つけられるまでになった。
- ・ **セネガル「コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト」**：一橋大学、ダカ

ール大学、世界銀行との共同研究を通じ、綿密な現状調査を実施し、医療保障制度の現場レベルでの課題や支援ニーズを抽出した。同調査結果に基づき医療保障制度の運用に関する改革の必要性を提言するとともに、関係機関に対する研修計画や機材調達計画の策定及び実施を支援した。

- ・ **バングラデシュの民間総合病院（SAMSL : Ship Aichi Medical Service Limited）への出資契約の調印**：ダッカのイーストウエスト医科大学病院と日本のグリーンホスピタルサプライ社が設立した SAMSL との間で、民間総合病院の設立運営に向けた出資契約に調印した。海外投融資による病院設立運営案件はカンボジアに続く 2 例目であり、日本の病院経営ノウハウをいかした専門性の高い医療サービスの提供が期待される。

⑤ 協力終了後の自立的展開

- **ケニア**：「西部地域保健医療サービス向上プロジェクト」の成果として、対象県での乳児死亡率が、1,000 出生当たり 27 件から 23 件に減少した。「ニャンザ州保健システム強化プロジェクト」の成果として、対象県での麻疹の予防接種率が 61%から 94%、75%から 82%に向上した。また、「西部地域県病院整備計画」における外来病棟及び救急病棟の改修により、外来患者数が約 1.8 倍、手術件数が約 3 倍に向上し、患者を他病院へ搬送する必要がなく診療ができるようになる等医療サービスの安定的提供に貢献した。同成果は、日本の協力が可視化された優良事例として外務省広報資料「世界のために、日本がしていること」の「命をつなげる日本の支援」に掲載された。
- **ナイジェリア「ラゴス州における貧困層のための地域保健サービス強化プロジェクト」**：妊産婦の中には保健医療施設よりも、生活するコミュニティの近隣の伝統的出産介助者（TBA : Traditional Birth Attendant）に頼る状況があったが、プロジェクトにて妊産婦の情報等を把握している TBA と保健医療機関との連携が進み、対象地区の TBA 患者紹介関連データ収集システムが構築されて、保健医療機関で情報の把握が進むとともに、TBA からの妊産婦の紹介への対応の基盤が整った。なお、本システムはナイジェリアで普及している郡保健情報システムへの組込が可能。ラゴス州保健省は本システム導入に意欲的で、今後システム利用拡大により TBA しか知りえなかった妊婦の把握が進み、TBA から受診が促されて、保健医療施設への紹介件数の増加、熟練した分娩介助者による出産の増加が期待される。

(2) 非感染症対策の強化に向けた具体的な施策の実施状況

- ・ **スリランカ国「保健医療サービス改善事業」**：本事業は、同国 7 州の高度な医療サービスを提供する三次レベルの医療機関の施設・機材整備、保健人材養成機関の機材整備及び保健省や医療機関の医療機材の維持管理体制の強化を通じ、非感染性疾患（NCDs : Non-Communicable Diseases）の診断・治療に係る医療サービスの改善を支援するもので、同国での大きな疾病負担となっている非感染性疾患に対する治療、及び診断サービスに国民のアクセスが向上することが期待される。7 月に本事業の実施に関する L/A を調印した。
- ・ **バングラデシュ国「保健サービス強化事業」**：本事業は、同国内の郡病院、コミュニティクリニック及び都市診療所等一次及び二次保健医療施設の整備により、非感染性疾患対策の強化と人口の流入が進むダッカの都市貧困者の保健医療サービスへのアクセス強化を図るもので、国民の健康増進に寄与することが期待される。6 月に本事業の実施に関する L/A を調印した。
- ・ **マヒドン王子記念賞国際会議（PMAC2019 : Prince Mahidol Award Conference 2019）**：機構は、PMAC2019 をタイ政府、世銀、WHO 等の開発パートナーと共催し、UHC 達成の大きな課題となる NCDs の予防と対策について、政策決定者、研究者、開発途上国代表者等の関係者間の学び合

いに貢献するとともに、政策レベルを巻き込んだ非感染症疾患対策の重要性を共催者と提案したほか、誰一人残さない対策のための人間の安全保障の考え方の重要性を成果文書に盛り込む等、社会が一体となって非感染性疾患対策に臨むための潮流づくりに貢献した。

- ・ ソロモン「ヘルシービレッジ推進プロジェクト」：ビレッジヘルスプロモーター制度、NCDs 及び栄養に重点を置いたトレーナー向け研修教材、ビレッジヘルスプロモーター向け研修教材を整備し、15 村でビレッジヘルスプロモーター向けの研修を実施し、コミュニティにおける NCDs 能力を強化した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のうち、特に UHC 達成を謳った SDGs ターゲット 3.8 に資する案件を、既述のとおり、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカ、スーダン、タンザニア、セネガル、ソロモン等で実施したほか、数多くの国際会議の場で機構の取組等を発信した。
- ・ 日本政府が 12 月に決定した「SDGs アクションプラン 2019」に「UHC (UHC in Africa 含む)」「医療施設におけるカイゼンの普及」が掲載された。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 2019 年度は、G20 や TICAD 7 等の大規模な政治イベント、国連会議等のテーマとして UHC が取り上げられる予定であり、国際的な援助潮流づくりへの更なる貢献のため、対外発信を強化していく。

No.2-2 感染症対策の強化

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
感染症対策に係る研修実績数	6,700 人 ⁴¹	6,966 人	6,765 人

(1) 公衆衛生の強化に向けた具体的な施策の実施状況

① 検査室の能力・サーベイランス強化

- ・ 西アフリカ諸国：2014 年のエボラ出血熱のアウトブレイク以降も、西アフリカ諸国の検査技師の知識・技術は十分なレベルに達しておらず国際保健規則（IHR：International Health Regulations）の遵守が困難な状況が続いているため、西アフリカ地域の検査技師の基礎能力・技術強化を目的に、ガーナ国野口記念医学研究所にて研修を実施した。ガーナ、リベリア、シエラレオネ、ナイジェリアから計 12 名（各国 3 名）の検査技師が参加し、寄生虫疾患、細菌感染症、ウイルス性疾患における感染症診断及び検査・予防能力を向上させるとともに、参加者間のネットワークを構築した。
- ・ ベトナム：「感染症の予防・対応能力向上のための実験室の機能及び連携強化プロジェクト」で 7 名の短期専門家を派遣し、中央及び地方のラボにて、ピロリ菌、麻疹・風疹ウイルス、エボラウイルス、手足口病、コレラ菌の計 6 疾患の検査が可能となった。
- ・ エチオピア：「アムハラ州感染症対策強化プロジェクト」の事後評価の結果、本事業で導入したサーベイランス / レスポンス・システムが、アムハラ州のほとんど全ての郡で定着・活用されていることが確認された。また、対象とする 3 県の保健局及び 22 郡の保健事務所における週報の適時性

⁴¹ TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

及び網羅性は、初期の目標値の 80%に対して事後評価時には 95%～ 98%を達成しており、モデルクラスター内のヘルスセンター（上位の医療機関）及びヘルスポスト（コミュニティの医療施設）が感染症の急増に対し適切な対応をとっていること、州、県、郡レベルの施設が妊婦死亡及び出生前死亡のサーベイランス等新たな活動を追加する等して、体制及び技術能力を継続的に向上させていることが確認された。

- ・ **ミャンマー国「感染症対策アドバイザー」派遣**：HIV/ エイズ及び結核に関し、国家戦略・政策に基づく支援を展開した。具体的には、結核の検査データ管理システムの構築、998 か所の小規模検査室向けマニュアル策定、検査の質を維持するための外部精度管理強化（HIV 抗体：402 施設対象、回答率 93.3%、結核遺伝子検査：35 施設を初評価）、薬剤耐性対応のための年次報告書作成等を支援した。7 つの施設で導入した結核の検査データ管理システムは、検査作業の効率化に資するとしてミャンマー側が国内展開の意向を示しているほか、年次報告書は薬剤耐性に関するミャンマー初の報告書として、先方の高い評価を得た。

② 感染症対策に従事する人材育成

- ・ **JICA 開発大学院連携「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」**：感染症分野で WHO の協力センターとして認定されている北海道大学及び長崎大学に、感染症拠点ラボの能力及びネットワーク強化に取り組むアフリカ 5 か国（ケニア、ガーナ、ザンビア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国）の留学生（修士、博士、ポスドク）を受け入れた。2018 年度は 8 名が来日し、2017 年度から累計 18 名を受け入れた。
- ・ **課題別研修「重症感染症などのアウトブレイク対応強化のための実地疫学（管理者向け）」**：コンゴ民主共和国、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、パラオ、シエラレオネ、ザンビア計 7 か国 10 名が、国立感染症研究所で日本の感染症対策や薬剤耐性菌サーベイランスに係る講義、羽田空港での検疫、熊本での災害時感染対策におけるアウトブレイク対策等の講義・実習を受講し、迅速かつ的確にアウトブレイクの実態を把握し効果的な対応につなげるための体制強化の在り方を学んだ。

(2) 国際的なイニシアティブや国際機関等と連携した国際保健規則（IHR : International Health Regulation）遵守の促進

- ・ **世界保健安全保障アジェンダ（GHSA : Global Health Security Agenda）**：GHSA インドネシア閣僚級会合に、機構は日本政府代表団の一員として参加し、日本の IHR のコアキャパシティ強化、特に検査能力及び研究能力の強化につながる国際協力と国内における薬剤耐性対策について発信し、日本の GHSA への貢献、即ち感染症対策の重点国における無償資金協力を通じたバイオセーフティレベル（BSL : Biosafety Level）3 ラボの整備等ハード面の整備と、技術協力を通じたソフト面の支援をアピールした。
- ・ 機構専門家も貢献した IHR の履行状況等に係る GHSA との合同外部評価に基づくアクションプラン達成に向けて事業形成に取り組んだ。例えば、ナイジェリアでは、感染症への早期対応能力強化を目指し、ラゴスの中央公衆衛生検査所に BSL 2 の施設建設及び 8 か所の検査施設における機材整備に加え、ナイジェリア疾病予防センターラボネットワークの検査能力を強化する無償資金協力及び技術協力の案件形成を行った。
- ・ **アフリカ連合(AU)・アフリカ疾病対策センター(アフリカ CDC : Africa Centres for Disease Control and Prevention)**：IHR 遵守促進、公衆衛生の備えの強化に向けた連携促進を目的に、アフリカ CDC との対話を継続した。具体的には、アフリカ CDC・英チャタムハウス共催東部アフリカ地域ワン・

ヘルス会議（10 月）に参加し、特にアフリカにおける健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化を通じた①感染症拠点ラボの機能強化、②感染症対策人材の育成、③地域・国際イニシアティブへの貢献について発信した。また、2017 年 12 月に署名した協力趣意書に基づき、ザンビアやケニアの拠点ラボを活用した第三国研修等、具体的な連携の可能性について協議を行った。

- ・ **国際獣疫事務局（OIE : Office International des Epizooties）**：アフリカにおける人獣共通感染症に係る課題に対し、家畜疾病に高い専門性を有する OIE の知見を活用して取り組むべく、外務省及び農林水産省と協議・調整した。

（3） 突発的感染症の拡大に対する緊急支援

- **コンゴ民主共和国エボラ出血熱アウトブレイク対応**：5 月にコンゴ民主共和国中部で流行したエボラ出血熱に対し、調査チーム及び国際緊急援助隊感染症対策チームを派遣した。感染症対策チームは、首都キンシャサにおけるサーベイランス（検疫体制及びデータマネジメントの強化）及び検査診断を支援し、エボラ出血熱流行の終息に貢献した。特に、同チームが支援した検疫所における検疫手法は、同国保健省から高い評価を受けており、8 月に別途同国北部で発生して流行が宣言されたエボラ出血熱流行への対応でもその手法が活用されることとなった。また同国北部の流行に対し、緊急援助物資として、疫学サーベイランス、検疫強化及び検査診断分野に必要な物資を供与し、首都の国立生物医学研究所及び流行地で流行対策に活用された。

（4） SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のうち、特に感染症への対処を謳った SDGs ターゲット 3.3 に資する案件を、既述のとおりアフリカ地域を中心に実施した。
- ・ また、ベトナム、ガーナ、ナイジェリア、ザンビアで実施された合同外部評価（JEE : Joint External Evaluation）に専門家を派遣し、各国の状況に即した有用な提言を行い、2018 年にそれぞれのアクションプランが策定された。アクションプランの実践により、ターゲット 3.d に貢献することが期待できる。
- ・ 日本政府が 12 月に決定した「SDGs アクションプラン 2019」に、「健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化プログラム」が掲載された。

（5） 事業上の課題及び対応方針

- ・ 2014 年の西アフリカのエボラ出血熱の大流行以降、特にアフリカでは感染症対策分野の支援を行うドナーが急増した。このため、ナイジェリア及びコンゴ民主共和国における案件形成、実施準備に際しては、支援分野や地域が重複しないよう、各国の保健省や関連ドナーと十分な調整を行うとともに、WHO ポータルに機構の感染症分野の投入を公開し、見える化に努めた。こうした取組を次年度以降も続けていく予定である。

No.2-3 母子保健の向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
------	-----	---------	---------

母子手帳が新たに正式に導入された国数	累計 25 か国 ⁴²	1 か国	1 か国
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	43 ⁴³	43 か国 / 年	67 か国 / 年
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	240 人 ⁴⁴	1,542 人	1,570 人

(1) 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた具体的な施策の実施状況

- ヨルダン「シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト」：モバイルクリニック（移動式診療車）の巡回により，家族計画，産前産後ケア，予防接種，小児ケアサービスを提供した。遠隔地に居住するヨルダン人及びシリア難民延べ 1,067 名（うちシリア難民 451 名，全体の 42%）に裨益した。
- スーダン「フロントライン母子保健強化プロジェクト」，「フロントライン母子保健強化プロジェクトフェーズ 2」：事後評価の結果，本事業を契機として，スーダン政府がコミュニティと保健システムのつなぎ役として機能し得る現状唯一のヘルスワーカーである村落助産師（VMW：Village Midwife）の重要性を認識し増員を進めていることが確認された。具体的には，2012 年から 2017 年の間に VMW の人数が約 44%増加した。対象州のセンナール州における VMW へのヒアリング調査を通じて，事業終了時と事後評価時の状況を比較すると，州保健省による VMW の雇用率が3 割程度から，5 割程度に増加，回答のあった全 VMW が産後ケアを実施，医療施設での毎月の産前ケアを 20 回以上行う VMW の比率が 7.7%から 30.4%に増加していることが確認された。
- ボリビア「ラパス県農村部母子保健に焦点をあてた地域保健ネットワーク強化プロジェクト」：ボリビア全土の乳児死亡率は 2008 年時点で 1,000 出生当たり 63 件であったが，2010 年～ 2014 年にかけて，母子保健サービスの質の向上，地域住民による母子保健サービスの主体的な利用の促進，母子保健に関する活動についてのマネジメントの仕組みを強化する支援を行った結果，協力対象地域の乳児死亡率は 2015 年～ 2017 年にかけて 1,000 出生当たり 1 件となり，2008 年時点の国全体の平均と比較すると大幅に改善されたことが判明した。また，施設分娩率は全ての対象市で増加した（2010 年：46.7%→2017 年81.9%）。さらに，保健医療施設の情報分析委員会がコミュニティの優先行動を反映した活動計画を自立的に作成し，保健医療従事者は本事業が導入した住民参加型のヘルスプロモーション手法の促進に必要な知識・技術をおおむね維持できていたことが確認された。
- ・ タイ国「グローバルヘルスとユニバーサル・ヘルス・カバレッジのパートナーシッププロジェクト」：日タイ両国の経験の共有と学び合いを目的とし，各々の母子保健の経験をテクニカルペーパーとして取りまとめた。同成果を他国の学びにも展開することを企図し，バンコクで行われた第 11 回母子手帳国際会議（12 月）で，約 40 名の参加者に対し発信した。
- ・ コートジボワール「妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト」：「根拠に基づく妊産婦・新生児ケアモデル」の確立を目指す技術協力事業の詳細計画策定調査を実施した。案件開始に先立ち，乳幼児死亡率や妊産婦死亡率に係る現地政府の課題分析やオーナーシップ醸成に貢献した。
- ・ その他，カンボジア，パキスタン，セネガルで，乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた事業

⁴² 2015 年度までの累計

⁴³ 新たな取組のため基準値なし

⁴⁴ 「日・ASEAN 健康イニシアティブの目標値：2014 年から 2019 年に 8,000 人」のうち母子保健関連で 1,200 人)

を実施した。

(2) 母子手帳の普及促進及び国際的な認知向上

- ・ バンコクにて母子手帳国際会議をタイ保健省、母子手帳国際委員会と共催し、機構プロジェクト関係者 60 名を含む行政官、国際機関関係者、研究者等約 450 名の参加者に対し、機構が支援する各国の取組、母子手帳を通じた UHC への貢献事例、日タイが合同で母子保健の経験を取りまとめたテクニカルペーパーの発表等を行った。また、機構の支援により、母子手帳未導入国であるカザフスタン、トンガ、モザンビーク等も同会議に参加し、今後の導入に向けた情報収集等を行った。
- WHO と連携し、母子手帳を含む家庭用母子健康記録の国際標準の設定を目的とするガイドラインを策定した。今後、母子の健康に関する記録を統合する動きが進むことが期待される。策定に係る資金的な貢献に加え、機構及び機構がこれまで協力した国々の知見及び成果をインプットした。母子保健国際会議（12 月）で、WHO 本部担当者及びガイドライン開発グループメンバーによる特別セッション（機構専門員がファシリテーター）が開催され、約 450 名の参加者に同ガイドラインを周知した。また、国際小児科学会（3 月）にて、機構共催による母子手帳のセッションを開催し、同ガイドラインを紹介した。各国でガイドラインを実施に移す際に有用な国内ガイドライン（実施ガイド）を、次年度以降策定する予定。
- ・ 機構が策定段階で母子手帳の普及状況や課題等の情報提供を行った「母子健康手帳の開発と普及に関する世界医師会声明」が、世界医師会総会（於：レイキャビク、10 月）で採択され、今後民間も含む医師による母子手帳の活用に貢献することが期待される。

(3) 各国のニーズに対応した母子手帳の普及展開

- ・ **アフガニスタン国「母子手帳推進計画（UNICEF 連携）」**：アフガニスタン政府が推進する母子手帳の全国展開活動を支援し、母子保健サービスへのアクセス及び保健サービスの質の向上に貢献した。また、インドネシアでの第三国研修「地方分権下における母子健康手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジェクト」及び 12 月にタイで行われた第 11 回母子手帳国際会議で他国での母子手帳普及の課題とその対応に係る情報収集を行い、アフガニスタンの母子手帳普及に関係する人材の能力強化を実施した。
- **ガーナ「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」**：母子継続ケアの改善を目指し、従来別々となっていた母手帳と子手帳を統合・改善し、新母子手帳の全国展開を行った。具体的には、全国で 700 名以上（国レベル 6 名、州 63 名、郡 648 名）の地方保健行政官・医療従事者を対象に研修ファシリテーターの研修を行い、全国での活用を進めるとともに、UNICEF・世銀らとの連携を進め、ガーナでの Early Childhood Development（ECD）フレームワークに参加し情報提供を行った。その結果、2018 年度に 33 万 2 千冊の印刷・配布が行われた。
- ・ **アンゴラ「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」**：対象 3 州で母子健康手帳の配布及び医療従事者への運用指導、各施設での管理・監督の強化を実施した。あわせて、母親用の妊婦手帳と子ども用の予防接種カードの組合せと、これらを統合した母子健康手帳の効果の差のインパクト評価を実施中である。その成果は、アンゴラ国内だけでなく全世界に母子健康手帳を展開していく上で重要な科学的根拠となることが期待される。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び 5 歳未満児の死亡率削減を謳った SDGs ターゲット 3.1, 3.2 に資する案件を、既述のとおり、全世界で実施した。特にボリビア事業では、SDG ターゲットに設定されている「5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすこと」に対し、プロジェクト対象地域で、2008 年に 1,000 出生当たり 63 件であったのが、2015 年～ 2017 年にかけて 1,000 出生当たり 1 件に大幅に改善した。
- ・ 日本政府が 12 月に決定した「SDGs アクションプラン 2019」に、これまでの機構による母子手帳普及及び WHO ガイドライン策定に係る支援等を踏まえ、「母子手帳の普及」が掲載された。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ WHO による母子手帳を含む家庭用母子健康記録の国際ガイドラインの発表が 9 月であったことから、機構による同ガイドラインの紹介は、母子手帳国際会議及び世界小児科学会の 2 つの会議にとどまった。来年度も引き続き世界保健総会等、特に母子保健に関連する国際会議等の機会を活用し同ガイドラインの周知を行う。

No.2-4 栄養の改善

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
食と栄養のアフリカ・イニシアチブ推進のためのアクションプラン策定国数	- ⁴⁵	10 か国	3 か国
栄養改善に係る研修実績数	- ⁴⁶	33 か国 ⁴⁷	39 か国

(1) 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の推進

- ・ 機構は「栄養改善事業推進プラットフォーム」の運営委員会の共同議長として、同プラットフォームを定期開催（年間 4 回、参加者延べ約 160 人）し、開発途上国の栄養改善に関する情報提供を行うとともに同プラットフォームの新規事業検討に貢献した。
- ・ 同プラットフォームへの本邦企業の参加促進を図ることも目的とし、セミナー「ESG 経営と栄養改善ビジネスの展開に向けて（10 月）」、「健康経営における栄養改善ビジネス展開（1 月）」等を開催した。これらの結果、プラットフォームのメンバーが 7 団体増え合計 63 団体となった。また、同プラットフォームと機構民間連携スキームとの連携を進めた結果、プラットフォームメンバーである不二製油グループ本社株式会社による「栄養改善及び女性の収入向上のための大豆食品バリューチェーン構築ビジネス」が、機構民間連携スキームに採択された。
- ・ 同プラットフォーム参加の食品産業分野企業等によるプラットフォーム支援事業として、「給食提供による栄養改善プロジェクト（インドネシア）」、「啓発型検診と栄養改善プログラム事業展開プロジェクト（ベトナム）」を形成したほか、「栄養強化米を用いた職場の栄養改善プロジェクト（カンボジア）」を継続支援した。また、開発途上国における栄養課題の最新の状況を収集するために、

⁴⁵ 新たな取組のため基準値なし

⁴⁶ 新たな取組のため基準値なし

⁴⁷ 課題別研修「農業を通じた栄養改善」、「中西部アフリカ地域幼児教育」、「母子栄養改善「学校保健」の計 30 か国及び栄養コンポーネントを含む技プロ（フィジー、キリバス、ソロモン）の国別・現地研修 3 か国。

課題別研修「母子栄養改善」のアクションプラン発表会にプラットフォームメンバーの参加を呼び掛けた結果、3 団体が参加し、研修員である開発途上国の栄養担当官からの情報収集・意見交換を行った。

(2) 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa) の推進

- **IFNA 国別アクションプランの策定**：4 月にセネガルで国別アクションプラン (ICSA : IFNA Country Strategy for Actions) を策定するためのワークショップを開催した。IFNA 重点 10 か国の農業、保健、教育等のセクター代表者、国際機関、研究機関、NGO、機構専門家等計 70 名の参加を得て、各国の ICSA 策定に向けた経験が共有された。同ワークショップを踏まえ、機構は IFNA 運営委員会と協力のもと、重点各国で ICSA の最終化を図っており、第一号として 9 月にマダガスカル政府が承認、続いて 2 月にセネガル政府、ブルキナファソ政府が承認した。ICSA 策定プロセスを通じて、政策立案者から現場での活動従事者まで栄養改善に関わる関係者が、省庁・セクターの垣根を越えて栄養改善に係る理解を深め、IFNA の政策レベルの主流化に貢献した。今後、ICSA に基づき、各国で栄養改善に向けた省庁横断的な取組が推進されることが期待される。
- ・ **IFNA 運営体制の整備**：アフリカ開発のための新しいパートナーシップ (NEPAD : The New Partnership for Africa's Development) に IFNA 事務局が設置され、機構は人員及び資金面で貢献した。具体的には、IFNA ウェブサイトの立上げ、IFNA に参加するドナーで構成される運営委員会の定期開催、IFNA をリードする NEPAD と機構の四半期ごとの定期協議を行い、IFNA 事務局による取組を推進した。
- ・ **機構の IFNA 貢献事業の形成**：IFNA のコンセプトを踏まえ、ナイジェリア「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」及びマダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」の案件形成、並びに既存案件での栄養改善に資する活動を追加して実施した。マダガスカルでは技術協力プロジェクトに加え、青年海外協力隊、世界銀行、FAO 等と有機的な連携を行う、セクター横断的な支援モデルを構築中であり、こうした支援モデルは他のアフリカの国々へ展開することが期待できる。
- **栄養改善パートナー事業**：昨年度設立した栄養改善に貢献する活動に意欲のある協力隊員や専門家等のネットワーク (栄養改善パートナー) を強化している。具体的には、今年度新たに約 270 人が登録したほか、栄養改善パートナー向けの勉強会の開催や、栄養改善パートナー通信を月次発行し世界各地の取組事例の発信と共有を行うことにより、各栄養改善パートナーの活動を推進している。例えば、マダガスカルでは、隊員が作成した栄養改善に資する料理本が現地政府 (保健省と国家栄養局) の公認を得て広まっている。
- ・ **複数のアクターによる分野横断的な取組**：抜本的な栄養改善のためには、保健や農業、教育、水産等のマルチセクターでの協力が必要とされるなか、課題別研修「農業を通じた栄養改善」に 9 か国 9 名が参加したほか、「中西部アフリカ地域幼児教育」及び「母子栄養改善」でも農業を通じた栄養改善についての講義を実施する等、セクターを超えた取組を推進した。また、本邦企業がブルキナファソで大豆バリューチェーンの構築を通じた栄養改善のための SDG ビジネス調査に着手する等、民間企業等も含め多くのアクターを巻き込みながらアフリカでの栄養改善事業を推進した。
- ・ **モザンビークにおける分野横断的な取組**：モザンビーク Niassa 州で、IFNA アドバイザー (2019 年度派遣予定) による栄養関連の統括省庁の能力強化や省庁間調整の下、水・農業・保健の各セクターでの技術協力及び無償資金協力 (ハンド付きポンプ、公共水洗式管路給水施設整備) を分野横断

的に展開することで、包括的に栄養不良状態を改善することを目指している。エビデンスに基づいたプログラム設計及び事業実施前後の介入効果を測定するため、2019 年 4 月にベースライン調査の実施を予定しており、2018 年度は同調査の準備を行った。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ IFNA は、2025 年までに子どもの発育阻害や消耗性疾患等の栄養課題の改善を目指すイニシアティブであり、栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を謳う SDGs ゴール 2.2 が目指す方向性と合致している。機構は NEPAD と共に IFNA 運営委員会の共同議長を務め、人的・知的貢献を通じて IFNA の ICSA 策定支援や ICSA に基づく事業推進を行っている。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ IFNA に関し、重点国政府の担当者の変更等により ICSA の最終化が遅れている国もあり、引き続き機構専門家の協力等を得ながらプロセスの促進を図っていく。

No.2-5 安全な水と衛生の向上

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	183 万人 ⁴⁸ ⁴³	701 万人	14.2 万人
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	3,050 人 ⁴⁹ ⁴⁴	9,104 人	25,516 人

(1) 安全な水へのアクセス改善に向けた具体的な施策の実施状況

- 初の機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力による本邦企業海外展開支援の取組：機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力として初の案件となる「カンボジア国タクマウ上水道拡張計画」の準備調査に着手した。同事業では、プノンペン近郊の貧困層居住地区を対象に浄水場を整備し、日本企業が運営・維持管理の事業権を得ることになる。カンボジアの水道分野に対する協力は 1993 年以来 25 年に及んでおり、3 件のマスタープラン策定、8 件の無償資金協力、2 件の円借款、3 件の技術協力プロジェクト、2 件の自治体提案型の協力等が実施されてきた。これらの協力によって築かれた信頼関係をベースに、日本企業の海外展開を後押しするものである。
- 自治体のノウハウを活用した無償資金協力の実施と日本社会への還元：北九州市が独自に開発した高度浄水技術をベトナムのハイフォン市で最大の浄水場に導入する工事に着手した。北九州市が特許を有し、草の根技術協力を通じて現地への適用可能性を検証してきた技術である上向流生物接触ろ過法を、無償資金協力で本格展開するものである。当該技術により、微生物を活用して有害物質等を除去し、水道水の安全性を高めることが可能になる上、一般的なオゾン処理と比較して、維持管理費を大幅に低減できる。ハイフォン市側が草の根技術協力の実証試験の結果を高く評価し、無償資金協力の要請につながった。本事業は、北九州市の地元企業を含む北九州市水ビジネス推進協議会会員企業による共同企業体が受注し、同協議会会員企業のみで構成する共同企業体の受注では最大金額となった。

⁴⁸ 2014-2015 実績平均

⁴⁹ 2013-2014 実績平均

- ・ **地方自治体と連携した無償資金協力の形成**：地方自治体と連携した水道分野に係る無償資金協力の準備調査に着手した。具体的には、カンボジアで北九州市が「プルサット上水道拡張計画」の協力準備調査に参画、ラオスでさいたま市、川崎市、埼玉県、横浜市の支援による水道公社の事業運営能力向上に係る技術協力プロジェクトの成果を踏まえて「ルアンパバーン市上水道拡張計画」を形成した。また、パキスタンで横浜市が出資する横浜ウォーターの参画を得て開発計画調査型技術協力で策定したマスタープランの具現化に向け、「ファイサラバード浄水場・送配水管網改善計画」を形成した。
- **避難民支援の取組**：ミャンマーのラカイン州からバングラデシュに避難してきた避難民が居住しているコックスバザール県クトゥパロン避難民キャンプで、過去に日本が供与した 400m の深度まで掘削可能な大型掘削機を活用しつつ、深井戸等の給水施設の建設に取り組み、井戸の掘削作業を完了した。総延長 5,190m の水道管と 216 の給水栓により、約 4 万人に給水する予定であり、キャンプ内では最大級の給水施設となる。キャンプの支援にあたっている国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）や国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）等、多くの国際機関や NGO と連携し、深井戸掘削は既往案件で掘削機を供与し、人材育成も行ってきた機構が実施、給水施設整備はキャンプ内の避難民のニーズを熟知する IOM が行い、水質管理はバングラデシュ政府公衆衛生工学局が行うなどの互いの強みをいかした協調を実施。機構は IOM に予算確保を働きかけたり、実施中の技術協力プロジェクトを柔軟に契約変更することで迅速に井戸掘削に対応したりする等、関係機関間の円滑な連携に向けた工夫を行った。
- ・ **TICAD 7 に向けたアフリカ支援**：TICAD 7 を控え、サブサハラ・アフリカの都市、地方給水に係る無償資金協力の案件を積極的に形成した。具体的には、ルワンダ、スーダン、ベナン、エチオピアで首都や地方都市を対象とした都市給水や、ガンビア、モザンビークにて地方給水に係る事業の協力準備調査を開始した。これらの支援により 65 万人以上が裨益する見込みである。

(2) 水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上

- ・ **日本の開発経験を伝える水道分野の留学生事業開始**：留学生プログラム「水道分野中核人材育成コース」を 9 月に開始し、カンボジア、ミャンマー、ラオスから 4 名の留学生を東京大学工学系研究科都市工学専攻に受け入れた。機構が 2017 年 3 月に日本の水道開発の教訓をまとめて作成した教材「日本の水道事業の経験」も活用し、同留学生に日本の経験やノウハウを伝えるとともに、インターンや視察を通じて国内の水道関係者とのネットワーク構築の機会を提供した。11 月には産官学 100 名以上の参加者を得て、本プログラムの発足記念シンポジウムを開催した。
- **地方自治体との連携の強化**：ラオスで「水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU2）」を開始した。これに先立ち、埼玉県、さいたま市、横浜市、川崎市と水道分野の技術協力プロジェクトでは初となる自治体との協定書を締結し、さいたま市、川崎市が長期専門家を派遣開始した。埼玉県からは土木・水質、さいたま市からは土木、横浜市からは財政、川崎市からは土木・水質に関する支援を主に得ており、4 自治体より専門家派遣や本邦研修実施の安定的な支援を得て事業を実施する体制を構築した。また、カンボジアで「水道行政管理能力向上プロジェクト」を開始し、厚生労働省及び北九州市の協力を得て長期専門家の派遣を開始した。さらに、スリランカで「国家上下水道公社西部州南部地域事業運営管理能力向上プロジェクト」を開始した。これに先立ち、名古屋市、神戸市と協定書を締結し、組織間の合意として継続的な協力を行う枠組みを整えた。名古屋市が長

期専門家の派遣を開始したほか、両市より短期専門家を派遣しており、名古屋市が主に管路の施工・維持管理技術の強化、神戸市が主にアセットマネジメントを担当している。

- ・ **日本の経験をいかした大都市における地盤沈下対策への取組**：インドネシアで「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」を開始した。高度経済成長期に深刻化した地盤沈下を克服した日本のノウハウをいかすべく、学識経験者、国土交通省、環境省、東京都の知見を得てプロジェクトを実施している。
- ・ **アフリカ域内での学び合いの初開催**：アフリカの複数の水道事業体が学び合う初の域内連携として「第 1 回無収水対策ベンチマーキングワークショップ」を 11 月にルワンダの首都キガリで開催し、ルワンダ、マラウイ、ケニアの 3 か国の水道事業体が集まった。26 名が参加し、互いの知見、経験を交換するとともに、各国の水道事業体の業績の比較（ベンチマーキング）を行った。今後は、他国の事例も参照に各水道事業体での業績の改善を目指した取組を進め、マラウイで開催予定の「第 2 回ベンチマーキングワークショップ」でその成果を発表する予定である。
- ・ **他の開発パートナーとの連携**：アフリカ開発銀行と協調し、ルワンダで「キガリ市上水道改善整備マスタープランプロジェクト」を開始した。アフリカ開発銀行の国家上下水道マスタープラン調査と首都のキガリの上水道を対象とする機構の本調査を統合することで、1 つの全国マスタープランとする計画である。これにより、機構が過去の協力を通じて蓄積したキガリの上水道に関する知見を活用して、アフリカ開発銀行による全国を対象とする調査にも貢献する。また、南部アフリカ開発銀行（DBSA：Development Bank of Southern Africa）との協調により、南アフリカ共和国「エクルレニ市における無収水対策」を開始した。
- ・ **カンボジア工業手工芸省長官の受賞**：カンボジア工業手工芸省のエクソンチャン長官が外務大臣表彰を受賞した。1993 年のプノンペン水道局長就任以来、「プノンペンの奇跡」と称される水道サービスの劇的な改善を成し遂げ、現在はカンボジア全土の水道のガバナンス改善に取り組んでいる。機構は 1993 年以来 25 年間にわたって、計画策定、人材育成、施設整備等を通じて同氏の改革を支援し、北九州市をはじめとする日本の水道関係者とのパートナーシップの強化にも貢献した。日本水道協会と受賞記念セミナーを共催し、120 名以上が参加した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」のうち、特に安全な水供給を謳った SDGs ターゲット 6.1 に資する案件として、50 件以上の資金協力による施設整備を実施中であるほか、SDGs のモニタリングに定められているアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスを改善するため、20 件以上の技術協力を実施中である。
- ・ 水利用の効率化を謳った SDGs ターゲット 6.4 に資する無収水対策に重点的に取り組み、ミャンマー、スリランカ、ルワンダ、ナイジェリア、ニカラグア等で 17 件の技術協力プロジェクトを実施中である。協力の成果・知見を横断的に整理するため、プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成 / 実施監理上の留意事項の整理」を実施し、最終報告書（案）を取りまとめた。
- ・ 統合水資源管理の推進を謳った SDGs ターゲット 6.5 に資する案件として、インドネシアでの地盤沈下対策、イランでの湖沼の水位低下・縮小に対処する水資源管理、スーダンでの地下水等の水資源管理、ボリビアでの河川流域管理のプロジェクトを実施中であるほか、統合水資源管理を推進している Global Water Partnership（GWP）との連携を強化し、GWP の技術委員会への機構専門員

の参加，多国間域内ワークショップの共催等を行った。COP24（気候変動枠組条約第 24 回締約国会議）では機構地球環境部長がイベントに登壇し，南南協力を通じた気候変動対策に関する機構の取組を発信した。

- ・ SDGs のモニタリングに対して積極的に貢献するべく，国連 UN-Water による SDGs ゴール 6 のモニタリングで，外務省，国土交通省とともに日本のフォーカル・ポイントになり，UN-Water との連絡・調整に参画した。WHO の依頼により，ターゲット 6.a のモニタリングに必要なデータの収集作業に参画し，水・衛生分野の機構協力事業の優良事例を発信した。
- ・ 東京で開催された第 11 回国際水協会（IWA：International Water Association）世界会議・展示会に開催国委員会のメンバーとして参画した。98 か国から 9,800 人以上の参加者が集まる中で，機構のブースを出展し，日本の水道事業の開発経験や，仙台防災会議を踏まえた機構の防災分野への取組について発信した。また，メイン会場で開催されたジャパンビジネスフォーラム「巨大都市における水管理」に発表者及びパネリストとして登壇し，東京の開発経験や機構の取組を紹介しながら，民間企業を含む多様なアクターと協力してメガシティの水問題に取り組む必要性を発信した。
- ・ ドイツ国際協力公社（GIZ：Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit）と経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Cooperation and Development）が共催したブレンデッドファイナンスに関する会合に登壇し，円借款「フィリピン水回転基金」の事例とその教訓（公的資金と民間資金を使い分けるルール必要性，融資適格な水道事業体を増やすためのセクター改革の必要性等）を共有し，SDGs 達成に向けた革新的資金調達手段の議論に対して，事例に即した実用的な知見を提供した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 水道事業体が自己資本を増やし，借入による施設拡張ができるようにするためには，水道料金収入の確保や効率化による支出の削減等を通じた経営改善が重要である。機構は無収水対策等の経営改善に資する能力強化や，水道料金収入の増加につながるような施設拡張を支援する資金協力を組み合わせることで SDGs の達成に貢献する方針である。
- ・ 水分野は気候変動適応策の要となる分野であり，世界の水需給の逼迫や降雨の極端現象化等に対応するため，水源の確保や洪水対策等に取り組む必要がある。機構は統合水資源管理の考え方に基づいて利害関係を調整しつつ，クロスセクターでの取組によって地域の問題の解決を支援するとともに，気候変動の主流化にも取り組む方針である。

No.2-6 万人のための質の高い教育

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ（研修教材等）の開発件数	1 件 ⁵⁰	3 件	2 件

(1) 子どもの学びの改善に向けた具体的な施策の実施状況

- 西アフリカにおける基礎学力向上：ニジェール「みんなの学校プロジェクト」にて，コミュニティと学校の協働による学習の質改善モデル（補習授業におけるドリル学習等）を開発し，世界銀行及

⁵⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績は，4 件

び教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）との連携により、3,200 校の児童 20 万人を対象に同モデルを導入した結果、算数試験の正答率が 30%以上向上した。

- **ネパール学校運営改善に係る中期戦略策定**：2008 年より実施してきた学校運営改善技術協力プロジェクトで作成された学校運営改善策定ガイドライン 3 万 4 千部が全国の公立学校等に配布され、プロジェクト終了後も教育省が継続的に学校運営改善を強化していくための中期戦略計画書が正式な文書として認知されている。
- **モロッコにおける初等算数教育改善**：「公平な教育振興プロジェクト」にて、基礎計算力の向上や学校運営の改善等、子どもの学力格差緩和のためのモデルを開発しパイロット校で導入した結果、4 年生の基礎計算テストの正答率が 50%向上し、学校環境・学校運営が改善する等の効果があった。教育省はこの成果を高く評価し、同モデルを全国の州教育局のアクションプランに導入し、基礎教育セクターの全ての関係者が実施することを要請する通達を発出した。
- **エジプトにおける日本式教育の導入・展開**：日本の教育の特長である「特別活動」（学級会、日直、清掃等）、朝学習、手洗い・歯磨き等を取り入れた「エジプト・日本学校」35 校が開校した。大統領が開校セレモニーに出席し、関連ニュースは NHK を始め、エジプト及び日本の多数のメディアによって報道された。また、エジプト政府が学ぶ意欲や公平性・協調性の醸成に資する日本式教育を評価し、日本の学校教育の特色である学級会・日直をエジプトの新カリキュラムに取り入れ、2018 年 9 月より全国の小学校（1 年生）で毎週実践することを決定した。
- **ホンジュラスにおける中学・高校数学教科書・教師用指導書（7 年生～ 11 年生）の開発**：数学教育の強化に向け、10 ～ 11 年生教科書約 12 万 6 千名、教師用指導書約 2 千名分が印刷され全国に配布された。また、7 ～ 9 年生教科書・指導書は 2019 年以降随時印刷・配布される予定である（7年生：約 11 万 8 千名、8 年生 10 万 2 千名、9 年生 8 万 8 千名）。
- **ミャンマー全土における小学校 2 年生教科書の一斉導入**：新カリキュラムに則った教育活動の実施に向け、昨年の 1 年生への配布に引き続き、技術協力プロジェクトで開発された小学 2 年生の新規教科書 10 科目分が、先方政府により 6 月から全国の小学校に一斉導入され、全国 130 万人の児童に裨益した。また、新カリキュラム導入後一年経過した 2017 年 6 月に、インパクト調査を実施し、新教科書で勉強した 1 年生と、旧教科書で勉強した前年度の 1 年生の算数テストを比較した結果、前者の平均点が高かった（基礎技能は 26%、考える力は 14%得点が上昇）。
- **ラオス全土における小学校 1 年生教科書の一斉導入**：算数教材の活用、及び効果的な指導法・学習法の普及に向け、技術協力事業で開発された小学 1 年生の算数新規教科書が、先方政府により 9 月から全国の小学校に一斉導入され、全土で 19 万人に裨益した。
- **パプアニューギニアの初等算数教育推進に係るパートナーシップ促進**：外務省実施の無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡の交換が行われ（11 月）、技術協力プロジェクトで開発した理数教科書・教師用指導書（3 ～ 6 年生）の印刷・配布に向けた準備が整った。また、教育省は GPE に対し、技術協力プロジェクトと連携した取組を実施するために Multiplier Fund（約 4 億円）を申請し、2019 年 4 月の GPE 理事会で承認された。これにより、技術協力プロジェクトの成果と連動した教科書・教師用指導書（1 ～ 2 年生）等の開発が進められることが期待される。
- **パレスチナにおける理数教科書の開発・導入**：理数教科書等の教材の質の向上を目指し、技術協力プロジェクトで開発支援を行った理数教科書が約 43 万名（主たる支援対象である 4 年生～ 7 年生）の生徒に配られ、新カリキュラム・教科書がパレスチナ全域に導入された。

- **モンゴル教育省によるカリキュラムマネジメントサイクル (CMC : Curriculum Management Cycle) ガイドライン承認**：「児童中心型教育支援プロジェクト」の支援により、日本の学習指導要領改訂制度を基に、安定的なカリキュラム改訂の制度化を意図するカリキュラムマネジメントサイクルガイドラインが策定された。8月に正式に大臣令にて承認され、全国の行政官等を対象（約480名が参加）とした周知セミナーが開催された。また、国営放送を含む主要テレビ局5社をはじめ複数のメディア取材を受け、全国的にもCMCの重要性が広く周知された。
- ・ **カンボジア教員養成改革支援 -4年生大学開校**：教員養成大学の運営計画策定や体制・指導教官の強化、4年制の教員養成課程に向けた理数科分野のカリキュラムやシラバス、教材の作成等を支援してきた2つの教員養成大学が11月～12月にかけて開校し、質の高い小中学校教員の輩出に向けた教育活動が開始された。
- ・ **学びの改善に係る新留学生の新規来日**：子どもの学びの改善に資する中核人材の育成を目的に2017年度より開始した、学びの改善に係る新留学生プログラムを通じて、カンボジアに加え、ネパール、セネガル、モンゴルからも新規来日し、計13名が修士号取得に向けて研究している。

(2) インクルーシブで平和な社会づくりのための教育に係る事業の実施

- ・ **アフガニスタン全国の教員養成校 (48校) に対する新教科書配布**：2017年度中に開発された聴覚・視覚障害分野の6教科の教科書が全国の教員養成校に配布され、教員養成校での特別支援教育の講義が拡充・改善に向けた準備が整った。
- **アフガニスタンの識字教育行政強化**：識字教育の質の向上のため、識字行政機関によりモニタリング・技術支援能力の強化に向け、全国の州・郡教育事務局に「識字教育強化プロジェクトフェーズ2」で作成された改訂版モニタリングマニュアルが配布されるとともに、パイロット地域で実施されたコミュニティを巻き込んだ識字教室では、最終的に約2,000名（男性663名、女性1,406名）近くの非識字成人が識字教室を受講し、約94%の女性の参加者が識字教室を卒業した。
- ・ **レバノンにおける学校改善**：シリア難民児童及びレバノン脆弱層の児童が学ぶ公立学校での学校改善のパイロット活動を通じ、学びのプロセスや、インクルーシブ・安全かつ健康的な学習環境、学校運営と地域社会の参加が改善され、5校約3,800名に裨益した。
- ・ **スリランカにおける障害平等研修**：インクルーシブ教育に係る技術協力プロジェクト開始準備として、プロジェクト関係者に対する障害平等研修を実施した。92名が参加し、アンケート有効回答数76名の分析の結果、社会モデルに沿った障害理解への正の変化と、プロジェクト実施に向けた関係者の準備の進捗が確認された。

(3) 開発パートナーとの連携及び日本の基礎教育協力の優良事例の発信

- **貧困アクションラボ (J-PAL) / プラサム**：J-PAL (Abdul Latif Jameel Poverty Action Lab (マサチューセッツ工科大学に拠点を置く世界的に著名な開発経済学のネットワーク機関)) 及びプラサム (インド最大のNGO) と協力覚書 (MOC : Memorandum of Cooperation) を締結し、学びの改善のための共同モデルの開発やセミナーの共同開催等につき合意した。これを踏まえ、シンポジウム「子どもたちに『学び』をもたらす教育支援」を共催し、機構のインパクト評価の事例等、教育分野のエビデンスベースの取組を発信した。またJ-PALが南アフリカ共和国で開催したアフリカ域内会合にて、みんなの学校プロジェクトの取組を発信した。
- ・ **世界銀行**：世界銀行幹部とのハイレベル会合を実施し、世界銀行と教育分野での連携を強化するた